

資料編

<資料編 目次>

1. 旧計画の概要.....	1
(1) 緑地の確保目標量.....	1
(2) 施策の評価.....	1
2. 市の概況.....	3
(1) 地 勢.....	3
(2) 気 象.....	5
(3) 人口・世帯数.....	6
(4) 市街化の状況.....	8
(5) 土地利用の推移.....	10
(6) 自然公園の位置.....	11
(7) 鳥獣保護区の指定状況.....	12
(8) 保安林の指定状況.....	13
(9) 農振農用地.....	13
3. みどりの現状.....	14
(1) 緑地の現状.....	14
(2) 緑被の現状.....	19
(3) みどり率.....	20
(4) みどりの配置.....	21
4. 市民の意向.....	26
(1) 市政世論調査（平成 20 年 5 月実施）.....	26
(2) 環境市民会議調査（平成 19 年 10 月実施）.....	28
(3) 斜面緑地保全制度についての調査（平成 20 年 1 月実施）.....	29
(4) 環境に関するアンケート.....	29
5. みどりに関する施策の進捗.....	35
(1) 緑化の状況と緑化施策の状況.....	35
(2) みどりの保全に関する施策.....	36
(3) 市民参加の状況.....	39
(4) 広域連携の取り組み.....	39
(5) 啓発事業参加者、人材育成の状況.....	39
(6) 特別緑地保全地区制度.....	40
(7) 風致地区の指定.....	40
6. 計画の策定経緯.....	41
7. 環境審議会の答申.....	44
8. 用語集.....	47

1. 旧計画の概要

「みどりの基本計画」の改定にあたり、平成11年3月に策定された旧計画について、目標達成状況や各施策の取り組み状況を評価、検証を行い、本計画に活用するため課題などを整理しました。

(1) 緑地の確保目標量

旧計画では、公園・緑地、大学や社寺境内などを緑地として捉え、平成22年における確保目標量を概ね11,170haとしました。これは、市域面積に対し60%を占めることとなります。

一方、本計画では森林や草地などのみどりが占める割合（緑被率）を確保目標としており、現況（平成19年度）では、61%という結果でした。これは、旧計画の確保目標とは単純に比較できないものの、割合が概ね同じなどであることから、緑地の量としては目標を概ね達成できていると考えます。

旧計画では都市計画公園などの都市施設とする緑地について、一人あたりの確保目標量を30.29㎡としています。これは、都市計画上の位置づけを重視した考え方に基づき設定をしたものでしたが、社会情勢の変化などの影響により達成が難しくなっており、抜本的な考え方の整理・修正が必要となっています。

(2) 施策の評価

旧計画では、本計画と同様6つの施策方針を立てています。

- 1) 中心市街地のみどりを創出するための施策方針
- 2) 周辺市街地のみどりを守り、創出するための施策方針
- 3) 丘陵地のみどりを守りはぐくむための施策方針
- 4) 山地のみどりを守るための施策方針
- 5) みどりをネットワークするための施策方針
- 6) みどりを育て、守る心をはぐくむための施策方針

方針ごとの施策の進捗状況を踏まえた評価結果を次に示します。

① 中心市街地のみどりを創出する

JR八王子駅前に整備されたマルベリーブリッジ上に植え込みを設ける、駅前通りを中心にマロニエの植栽を行うなど駅周辺を中心に都市緑化の拠点をつくるための施策を実施しましたが、京王八王子駅前の緑化やポケットパークの整備、シンボルツリーの植栽など課題として残っている施策もあり、中心市街地の緑化推進を今後も継続して強化していく必要があります。

② 周辺市街地のみどりを守り、創出する

既存市街地における湧水の実態把握や、保全施策の検討、既成住宅市街地での生け垣づくりの推進や公園づくりへの住民参加の推進などを実施しましたが、市街地内の巨樹、景観木の保全など課題として残っている施策もあり、湧水の復活、身近なみどりの保全や創出が今後も必要です。

③ 丘陵地のみどりを守りはぐくむ

市条例による緑地保護地区や、斜面緑地保全区域の指定、また、都条例にもとづく緑地保全地域など緑地の確保に努めてきましたが、市街地を取り囲む里山の保全計画の策定など未実施の施策があるほか、生産緑地地区の基盤整備など継続した課題もあります。

このことから、今後も丘陵地のみどりの確保と市民・事業者・市による里山保全のしくみの構築を中心に進めていく必要があります。

④ 山地のみどりを守る

高尾山周辺の国立公園、陣馬山周辺などの都立自然公園としての確保、また、タヤけ小やけふれあいの里の緑化などに努めてきましたが、自然植生やいきものの調査および保護、法的担保のない森林の保全策の検討などの課題も残っており、今後も市街化調整区域のみどりの保全手法の確立について検討していく必要があります。

⑤ みどりをネットワークする

都市基幹公園・大規模公園など核となるオープンスペースの確保や、国道20号のイチヨウ並木の天然記念物指定による維持・保全など、ネットワーク形成のための施策を実施しました。大規模な都市計画緑地の確保や地区のシンボルロードの緑化推進などが、今後の課題であり、さらに、生物多様性の確保や近隣自治体などとの広域的な連携が必要となっています。

⑥ みどりを育て、守る心をはぐくむ

環境市民会議などのパートナーシップの体制づくりに取り組んできたほか、はちおうじ出前講座の推進や学校での自然教育のための読本の作成など、みどりを学ぶプログラムづくりを実施してきました。市内の自然景観や動植物、樹木、屋敷林などの実態把握をもとにした本市のみどりのデータベースづくりなどのみどりを育て、守る心をはぐくむための基盤となる情報の整備が課題となっています。

さらに、みどりと実際にふれあうことのできる自然体験を重視した環境教育・環境学習を推進していく必要があります。

2. 市の概況

(1) 地 勢

八王子市は、東京都心から西へ約40キロメートル、新宿から電車で約40分の距離に位置しています。地形はおおむね盆地状で、北・西・南は海拔200メートルから800メートルほどの山や丘陵地帯に囲まれ、東は関東平野に続いています。

大正6年の市制施行から90年を経た現在は、人口55万人の多摩地区の中核都市として、23の大学・短期大学・高専を抱えた学園都市として、発展を続けています。



図資－1 八王子市の位置

○ 基本としている図面について

八王子ゆめおりプラン（基本構想・基本計画）では地域ごとの個性や魅力が活かされ、各地域が相互に補完しあい、全体として均衡のとれた「ふるさと八王子」が形成できるよう、市域を6つに区分することとし、それぞれの地域に応じたまちづくりを市民協働のもとですすめていくことを方針としています。

このことから、市の概況に係る図面には、地域の区分線を含んだものを用いています。

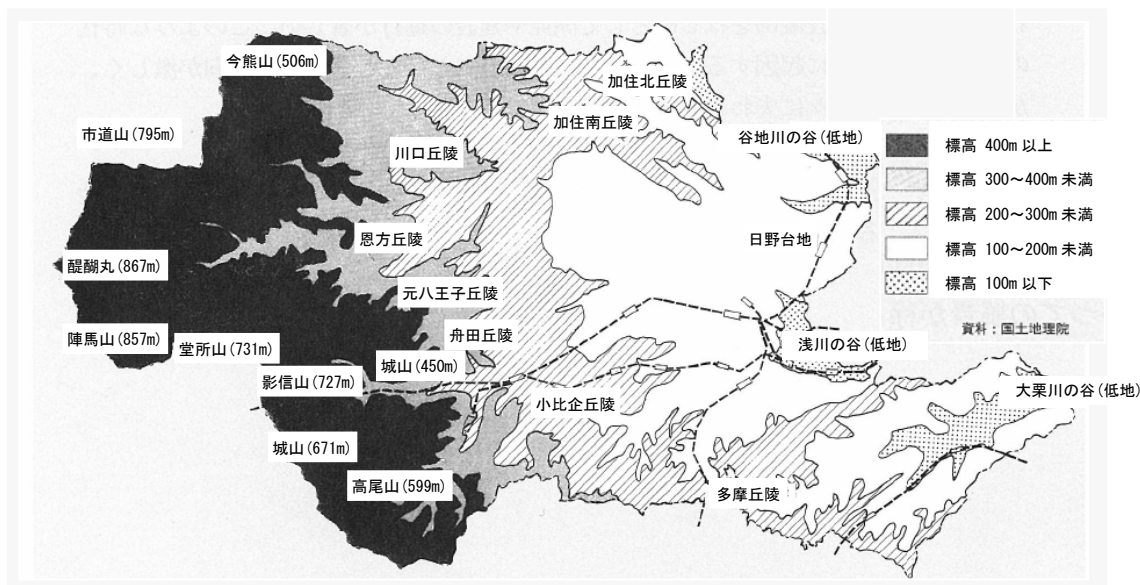


① 地形・地質

八王子市の地形は、山地・丘陵・台地・低地の四つに区分されます。

西方は山地であり、高尾山（599m）などの山々が連なっており、地質は中世代白亜紀の粘板岩・チャートなどからなります。

山地からは複数の丘陵が東へ伸びており、丘陵の間を中小の河川が東へ向かって流れ、河川沿いには段丘が形成されています。台地は、市の東部に日野台地が分布しています。低地は、浅川の氾濫原であり、盆地になっています。

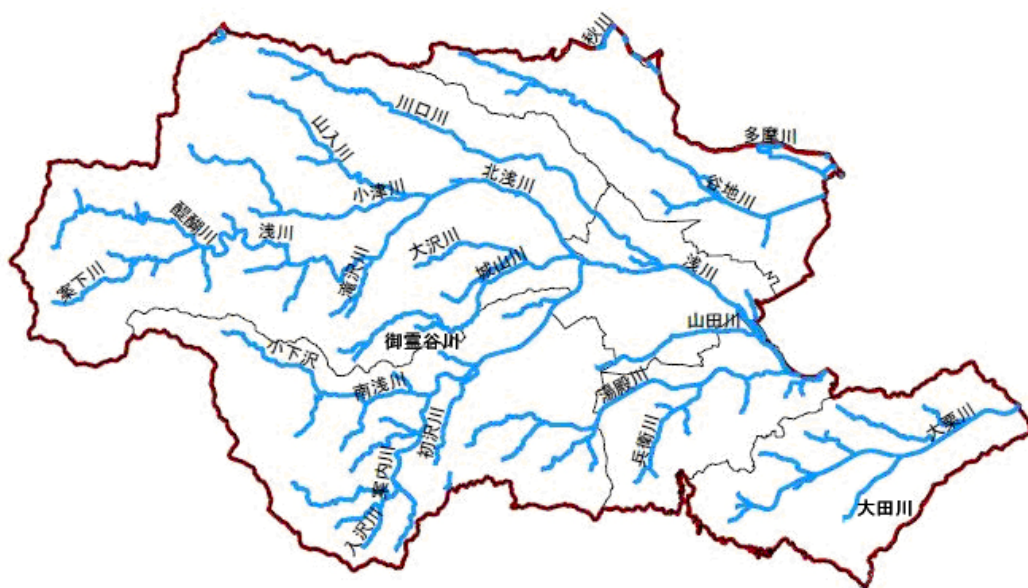


（資料：八王子市都市景観形成基本計画）

図資－２ 八王子市の地形

② 河川網

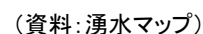
主要な河川は、一級水系多摩川の右岸支流として、高尾・陣馬山麓を源流として市内を流れ、日野市で多摩川と合流する浅川とその支流、同じく加住丘陵を源流とする谷地川、多摩丘陵を源流として多摩市で合流する大栗川があげられます。



（資料：数値地図25000）

図資－３ 河川網

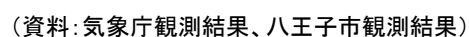
東方を除く三方を丘陵と山地で囲まれている八王子市では、各地の崖線・段丘線・山腹・窪地などに、多くの泉や池があります。



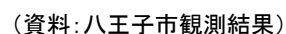
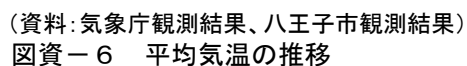
圖資-4 湧水地点

八王子市は、東京都西端の山岳地帯に隣接しており、都心の気温と比較すると低くなっています。

降水量は、945～2,394mmの範囲で変化しており、過去50年間の平均値は1,583.3mmでした。



図資-5 平年値との差



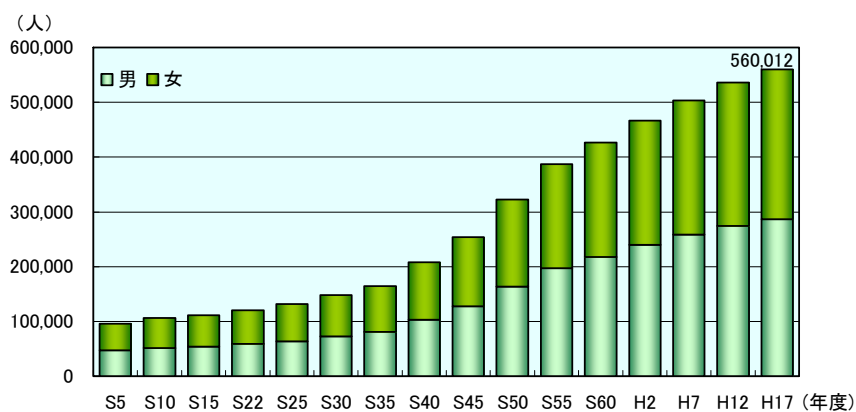
図資-7 年降水量の推移（八王子）

(3) 人口・世帯数

国勢調査によると人口は、概ね現在の市域となった昭和40年では207,753人でしたが、その後、ニュータウン開発や民間宅地開発による整備が進み、加えて大学の進出に伴い、平成17年までに560,012人と40年間で2.7倍に増加しています。

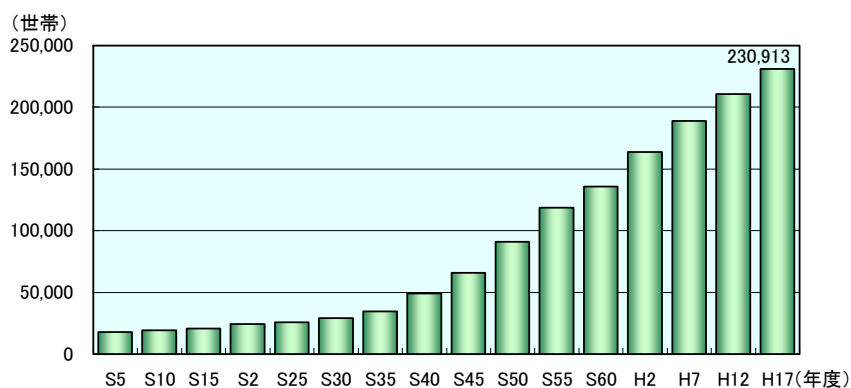
世帯数は、人口を上回るペースで増え続け、昭和40年の49,274世帯から平成17年の230,913世帯へと、40年間で4.7倍に増加しています。

地域別に見ると、中央地域が最も多く、次いで西南部地域、東部地域が続くという状況です。



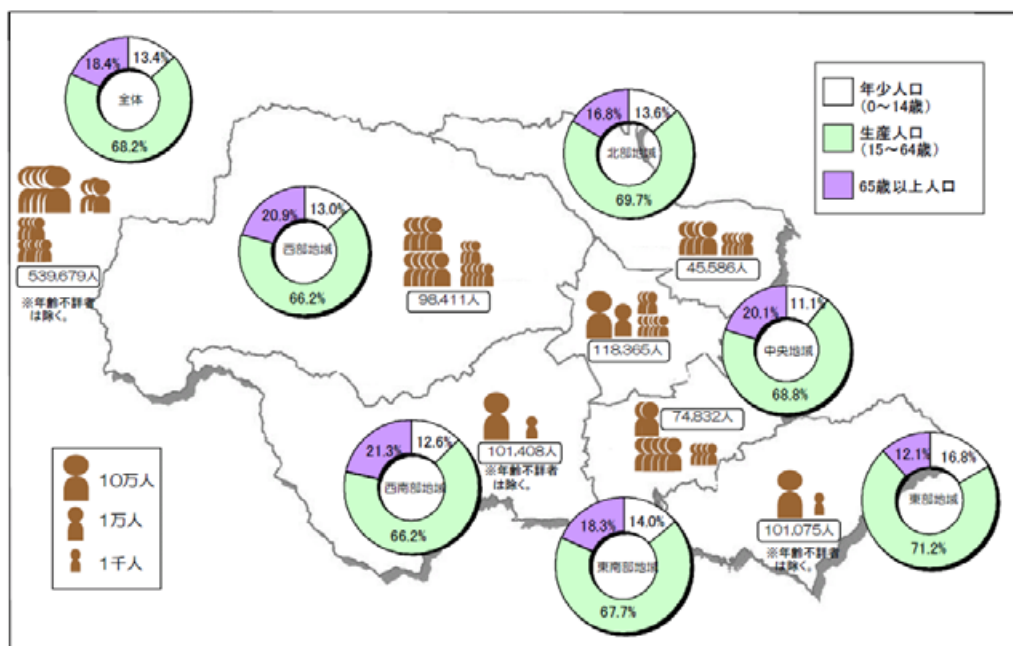
(資料: 八王子市市政データ集)

図資－8 人口の推移



(資料: 八王子市市政データ集)

図資－9 世帯数の推移



市民課資料(住民基本台帳人口:平成 19 年 3 月末日現在)による

(資料:八王子市市政データ集)

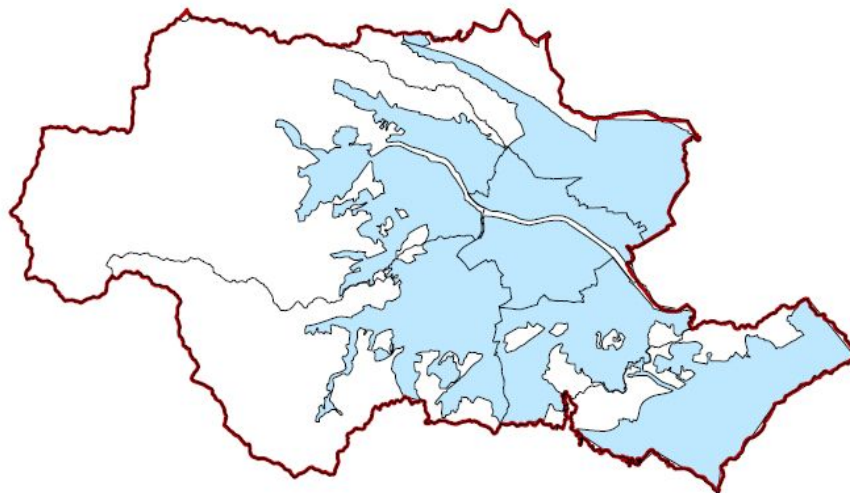
図資－10 地域別人口一覧

(4) 市街化の状況

① 都市計画の状況

八王子市は、八王子駅周辺の中心市街地から高尾山に至る全域（18,631.0 ha）が、都市計画区域に指定されています。

市街化区域は7,997.1haであり、都市計画区域の42.9%を占めています。



(資料:国土数値情報)

図資－１１ 市街化区域

② 交通網

道路は、東京都心部と山梨・長野県方面を結ぶ中央自動車道と、これに並行して走る国道20号（甲州街道）、首都圏を環状に結ぶ国道16号、平成19年6月23日に開通した圏央道（八王子市域分）などが主要な骨格を形成しています。

鉄道は、八王子駅を中心に東西に伸びる中央線、南へ向かう横浜線、北へ向かう八高線、私鉄では京王線・多摩都市モノレールがあります。



(資料:数値地図25000)

図資－１２ 交通網

③ 都市開発の状況

首都圏への人口集中に伴い、八王子市の役割は大きく変わってきました。

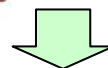
市の人口集中地区（DID=人口密度4千人/km²、40人/ha）は広がりを続けており、周辺市街地では、都市開発により、農地・畑地の宅地化が見られます。

表資－1 人口集中地区の推移

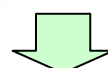
区分	面積(ha)
H2	5,073
H7	5,440
H12	5,773
H17	5,953

（資料：国土数値情報）

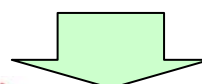
平成2年



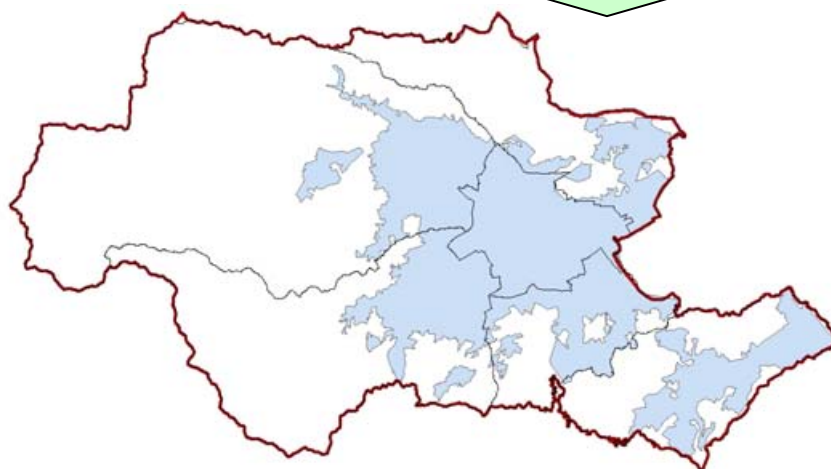
平成7年



平成12年



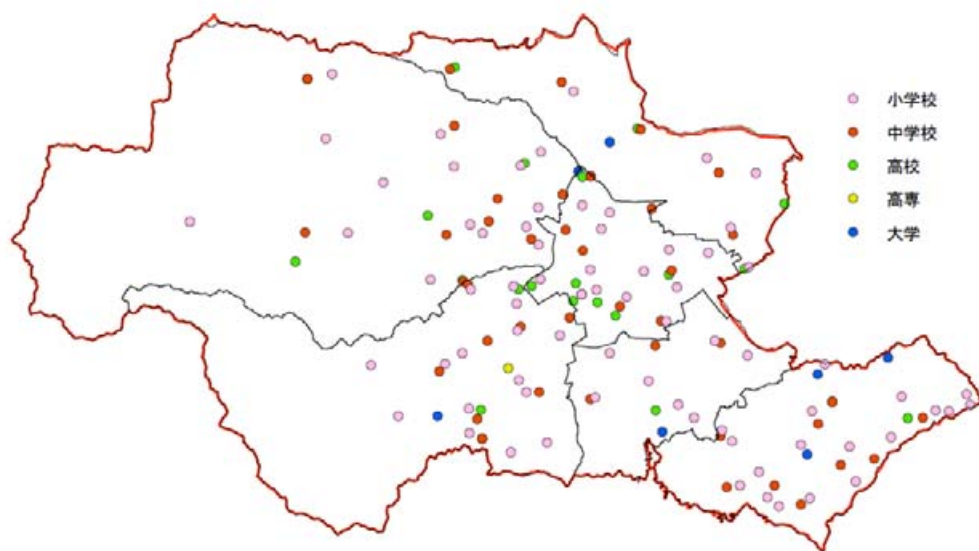
平成17年



（資料：国土数値情報）

図資－13 DID地区の推移

その他にも、都心部での大学や工場の新・増設を制限する法律が施行され、これらが移転しました。現在、八王子市には、周辺部も含め、23の大学・短期大学・高専があり、11万人を超える学生が学んでいる全国でも有数の学園都市となっています。



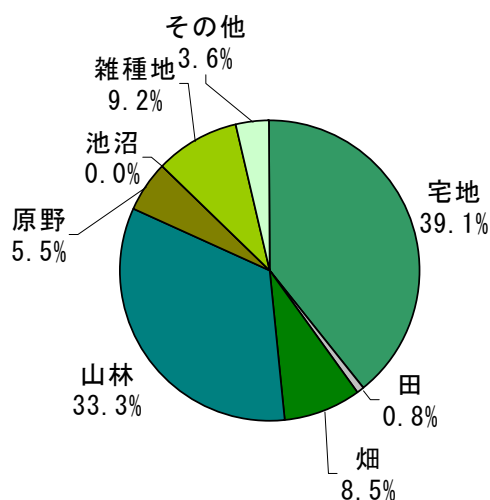
(資料:数値地図25000)

図資－１４ 学校の位置

(5) 土地利用の推移

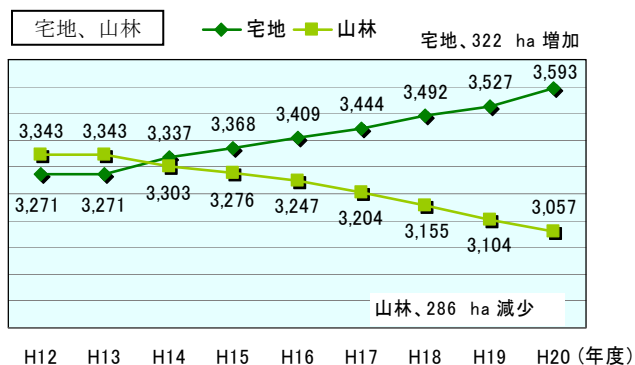
平成20年1月1日現在、地目別面積の構成比は、宅地39.1%、農地9.3%（田0.8%、畑8.5%）、山林33.3%、原野5.5%、池沼0.0%、雑種地9.2%、その他3.6%となっています。

地目別面積の推移を見ると、宅地は増え続け、農地や山林は減り続けています。

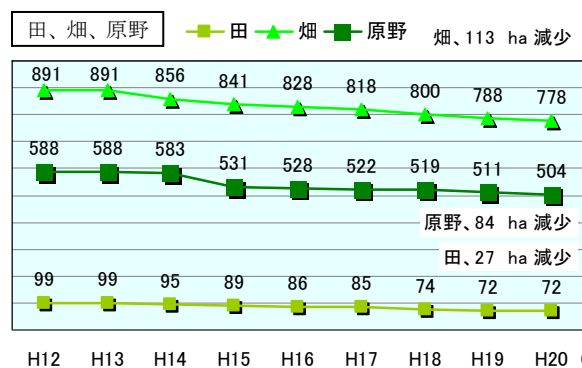


(資料:東京都統計年鑑)

図資－１５ 地目別面積の構成比
(平成20年1月1日現在)



備考) 山林の面積は、固定資産税の課税上の値であり、土地利用現況調査で把握される樹林地面積とは異なります。



(資料:東京都統計年鑑)

図資－１６ 土地利用の推移

(6) 自然公園の位置

市内には明治の森高尾国定公園の他に4つの都立自然公園（滝山、高尾陣場、多摩丘陵、秋川丘陵）があり、豊富な自然環境を有しています。



(資料:国土数値情報)

図資－１７ 自然公園の位置

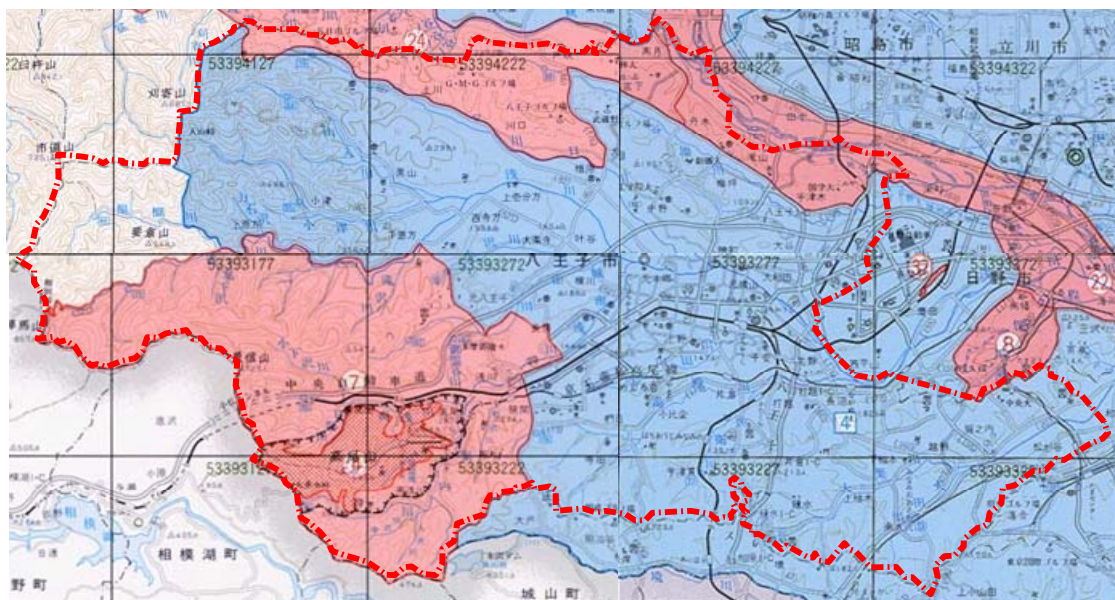
(7) 鳥獣保護区の指定状況

野生鳥獣の保護繁殖と生息環境の保全を図るため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣の保護区などの位置が指定されています。

多くの鳥獣が棲む森林や大型の鳥獣の生息地、絶滅のおそれのある鳥獣の生息地、市街地やその近くで鳥獣が生息するのに適しているところなどで、重要なところが指定されます。

鳥獣保護区の区域内では狩猟が禁止されています。また、特別保護地区内では、一定の開発行為について許可が必要となり、地区内では、レクリエーション目的の人の立ち入り、自動車やバイクなどの乗り入れが規制される特別保護指定区域を指定することができるとされています。

八王子市では、高尾山付近一円が特別保護地区に指定されており、さらに特別保護地区を取り囲むように鳥獣保護区が指定されています。また、多摩川及びその周辺一円及び秋川丘陵及びその周辺一円が鳥獣保護区に指定されています。



位置図凡例	
特別保護地区	
鳥獣保護区	
休猟区	
銃弾禁止区域	
鉛弾規制地域	
自然公園特別保護地区	
国立公園、国定公園	
多摩環境事務所又は支庁	

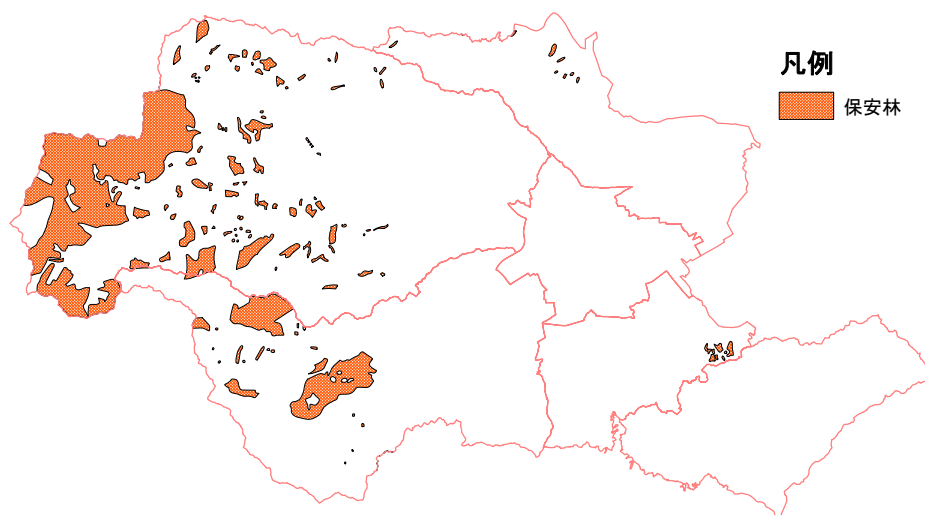
(出典：東京都鳥獣保護区など位置図)

図資－１８ 鳥獣保護区の指定状況

(8) 保安林の指定状況

保安林は、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成など、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林であり、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更などが規制されます。

市内には西部や西南部地域の山地で保安林に指定される森林が多く存在します。



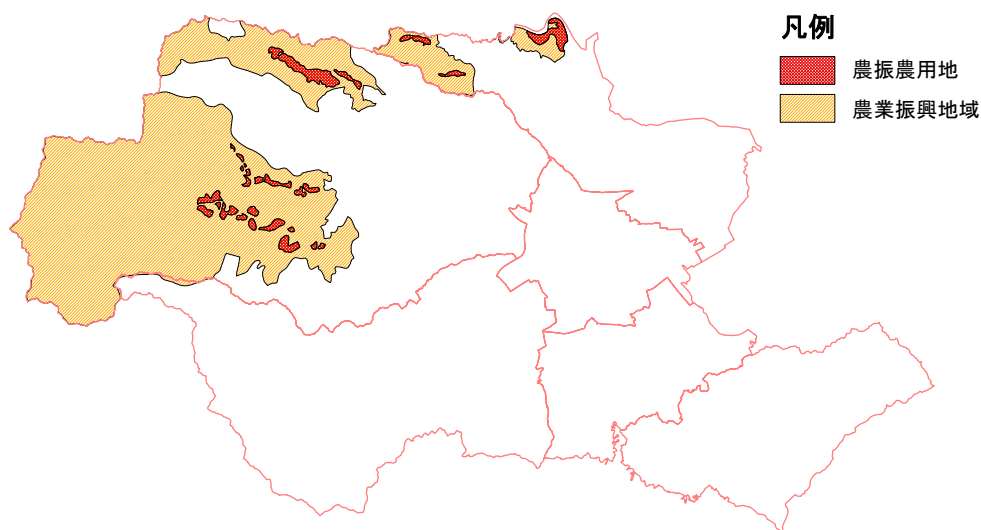
(資料:国土数値情報)

図資－１９ 保安林の指定状況

(9) 農振農用地

「農振農用地」とは、知事が指定した「農業振興地域」の中で、市が今後おおむね10年以上にわたり農業上の利用を確保し、農業振興を図っていくために指定する農地です。

市内には、西部及び北部に存在します。



(資料:国土数値情報)

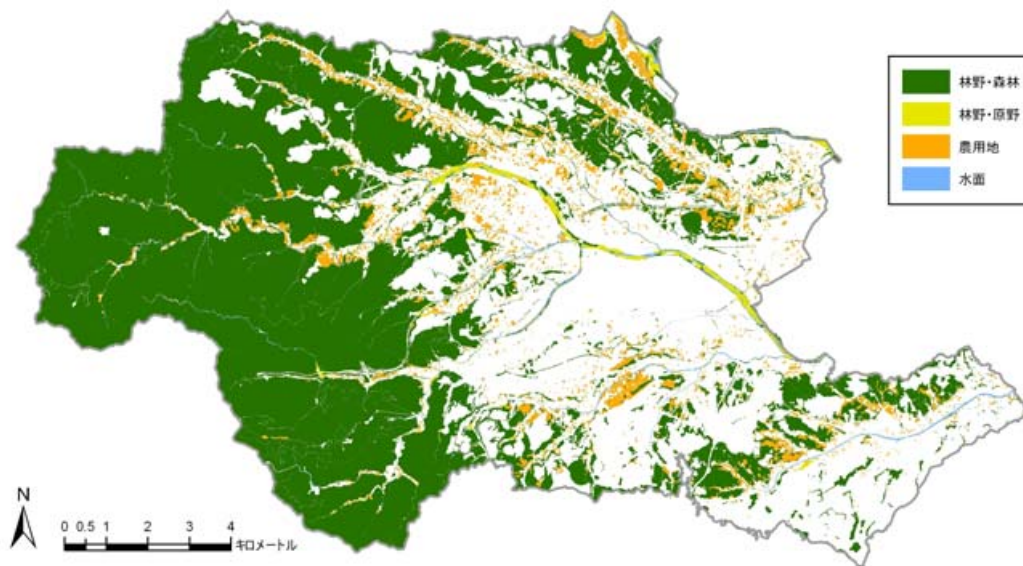
図資－２０ 農振農用地の指定状況

3. みどりの現状

(1) 緑地の現状

① 土地利用

市の緑地は、林野が9,291ha（森林8,628ha、原野663ha）、農用地が928haあり、林野と農用地で市の面積（18,631ha）の約6割を占めています。



（資料：平成19年 土地利用現況調査）

図資－2 1 林野（森林・原野）、農用地、水面の状況

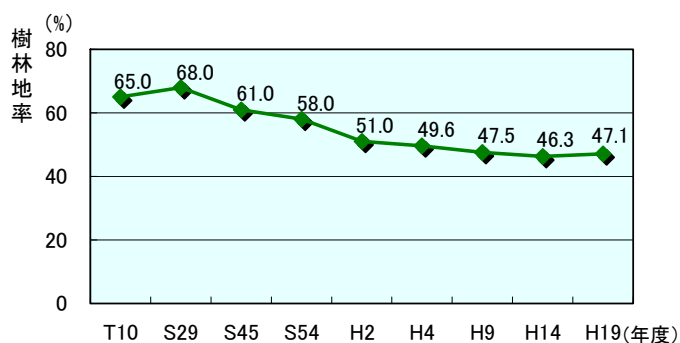
表資－2 林野（森林・原野）、農用地、水面の面積

区分	面積(ha)
林野・森林	8,628
林野・原野	663
水面	163
農用地	928

（資料：平成19年 土地利用現況調査）

② 樹林地率

市街地を取り巻く森林、樹林地、農地は、農林業従事者の高齢化・後継者不足で管理が十分に行き届かないことや開発などにより土地が改変され、昭和45（1970）年に61%を占めていた樹林地率が平成19（2007）年には、47.1%となっています。



（資料：八王子市環境白書）

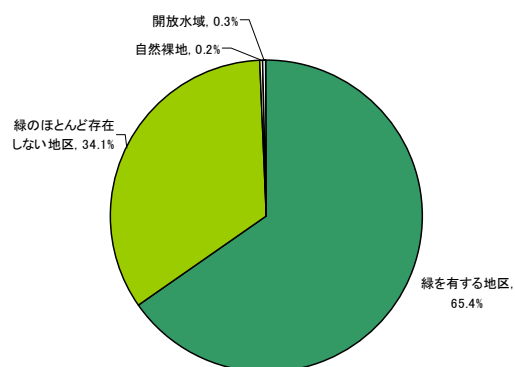
図資－2 2 樹林地率の変遷

③ 植生自然度

[現存植生]

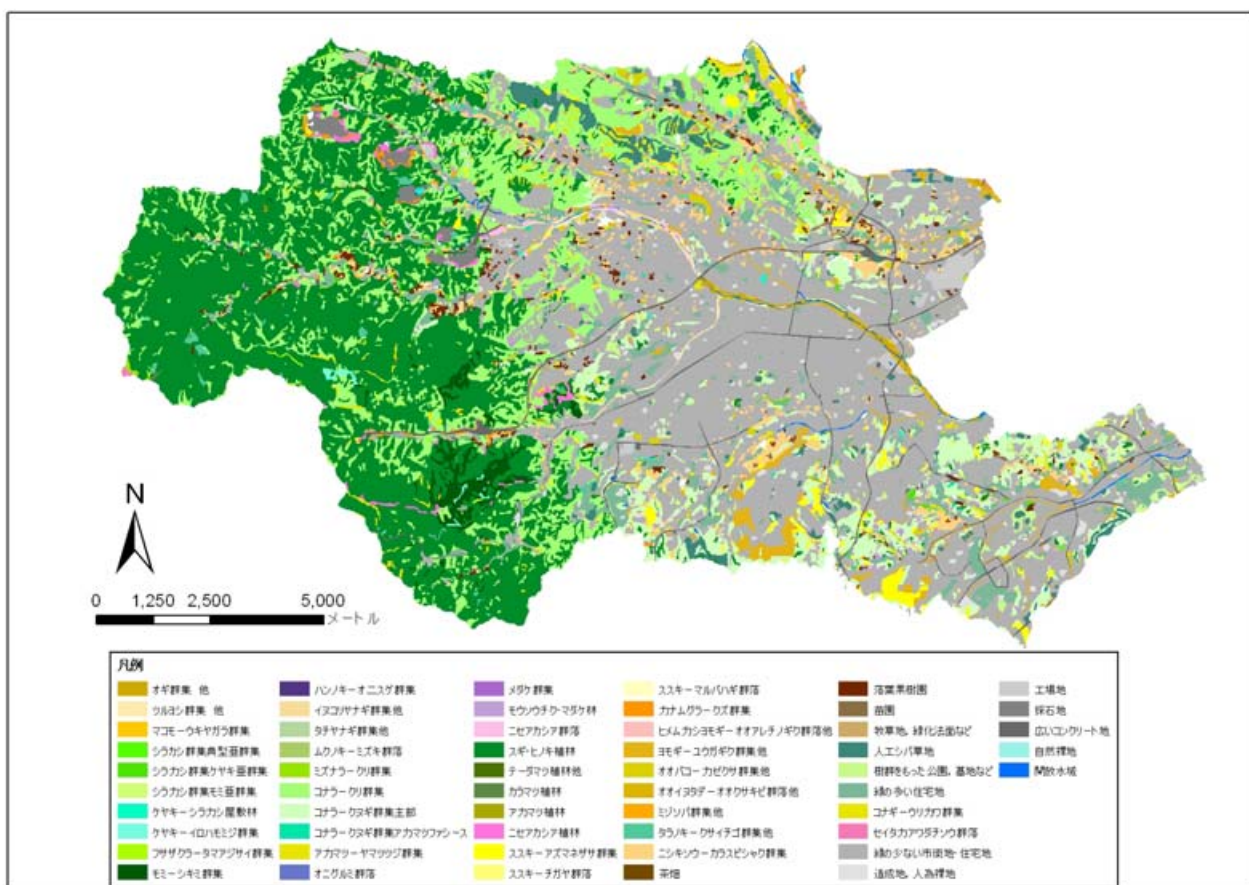
市の植生は、スギ・ヒノキ植林が4,882haと最も多く、市の面積（18,631ha）の26.2%を占めています。次いでコナラークリ群集2,370ha（12.7%）、緑の多い住宅地880ha（4.7%）の順です。緑を有する地区は、合計12,176haあり、65.4%を占めています。

市街地、造成地などの緑のほとんど存在しない地区は、合計6,355haあり、34.1%を占めています。



（資料：平成19年度東京都現存植生図）

図資－23 植生の構成比



（資料：平成19年度東京都現存植生図）

図資－24 現存植生図

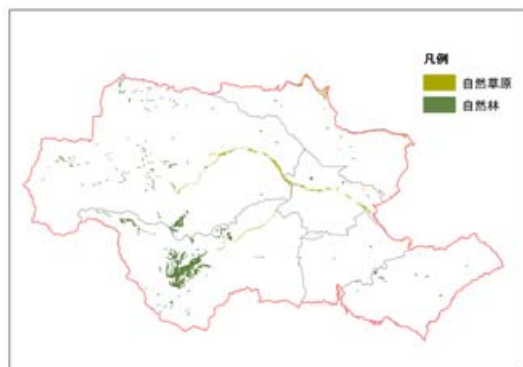
表資－3 現存植生の面積

植生の種類	面積 (ha)	構成比 (%)	植生自然度
オギ群集 他	37	0.199	自然草原
ツルヨシ群集 他	61	0.330	自然草原
マコモーウキヤガラ群集	0	0.001	自然草原
シラカシ群集ケヤキ亜群集	38	0.203	自然林
シラカシ群集典型亜群集	1	0.005	自然林
シラカシ群集モミ亜群集	13	0.070	自然林
ケヤキーシラカシ屋敷林	10	0.055	自然林
モミーシキミ群集	216	1.160	自然林
ケヤキーイロハモミジ群集	19	0.103	自然林
ハンノキーオニスゲ群集	0	0.002	自然林
タチヤナギ群集他	1	0.007	自然林
フサザクラータマアジサイ群集	15	0.080	自然林
イヌコリヤナギ群集他	0	0.000	自然林
ムクノキーミズキ群落	0	0.002	二次林
コナラークスギ群集主部	982	5.281	二次林
コナラークスギ群集アカマツファシース	9	0.048	二次林
コナラークリ群集	2,370	12.742	二次林
アカマツーヤマツツジ群集	96	0.515	二次林
モウソウチク・マダケ林	184	0.988	二次林
メダケ群集	1	0.003	二次林
ミズナラークリ群集	6	0.035	二次林
オニグルミ群落	0	0.000	二次林
ニセアカシア群落	40	0.217	二次林
ニセアカシア植林	69	0.371	植林地
アカマツ植林	3	0.016	植林地
スギ・ヒノキ植林	4,882	26.248	植林地
テーダマツ植林他	1	0.003	植林地
カラマツ植林	2	0.012	植林地
ススキーアズマネザサ群集	233	1.255	草原
ススキーチガヤ群落	4	0.024	草原
ススキーマルバハギ群落	0	0.002	草原
カナムグラークズ群集	42	0.224	草原
ヒメムカシヨモギーオオアレチノギク群落他	33	0.179	草原
ヨモギーユウガギク群集他	272	1.462	草原
オオバコーカゼクサ群集他	70	0.375	草原
オオイヌタデーオオクサキビ群落他	27	0.148	草原
ミゾソバ群集他	13	0.071	草原
タラノキークサイチゴ群集他	68	0.364	草原
ニシキソウーカラスビシャク群集	571	3.070	農耕地
茶畑	1	0.005	農耕地
落葉果樹園	174	0.934	農耕地
苗圃	14	0.073	農耕地
人工シバ草地	321	1.725	農耕地
牧草地、緑化法面など	150	0.807	農耕地
セイトカアワダチソウ群落	0	0.001	農耕地
コナギーウリカワ群集	89	0.479	農耕地
樹群をもった公園、墓地など	156	0.840	市街地など
緑の多い住宅地	880	4.729	市街地など
緑の少ない市街地・住宅地	5,697	30.630	市街地など
工場地	120	0.645	市街地など
造成地、人為裸地	163	0.879	市街地など
採石地	107	0.577	市街地など
広いコンクリート地	268	1.442	市街地など
自然裸地	3	0.017	その他
開放水域	64	0.345	その他

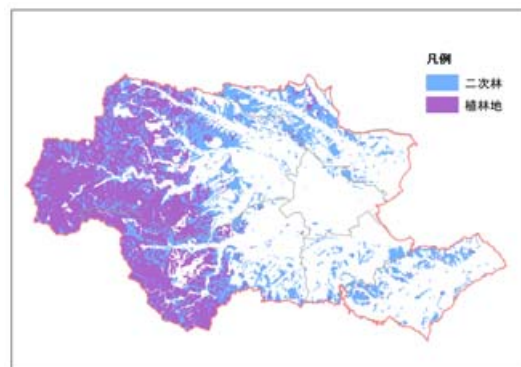
(資料:平成19年度東京都現存植生図)

自然草原・自然林といった自然的な植生は、市全体で411haを占めています。一方、二次林や植林地、草原、農耕地など人工的（二次的・代償的）な植生は10,695haを占めています。

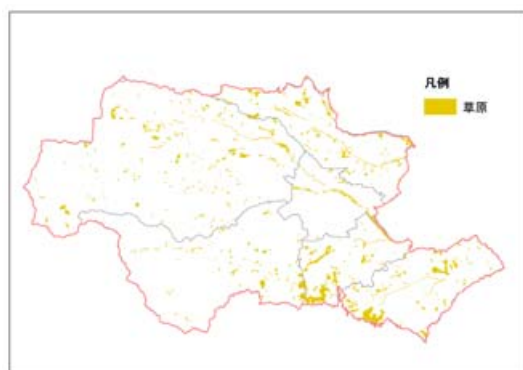
自然草原・自然林



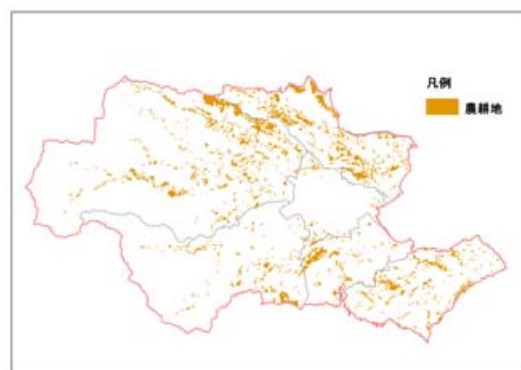
二次林・植林地



草原



農耕地



（資料：平成19年度東京都現存植生図）

図資－25 現存植生の位置

表資－4 植生自然度別面積（ha）

区分	中央地域	北部地域	西部地域	西南部地域	東南部地域	東部地域	総計
自然草原・自然林	31	24	131	212	2	10	411
二次林・植林地	29	709	4,898	2,347	199	434	8,617
草原	47	137	189	86	141	161	761
農耕地	34	353	484	133	113	199	1,317
計	142	1,224	5,701	2,779	456	804	11,106
構成比	11.1%	54.1%	76.7%	68.4%	31.5%	37.6%	59.6%
全面積	1,283.8	2,260.9	7,435.4	4,065.5	1,447.8	2,137.6	18,631.0

（資料：平成19年度東京都現存植生図）

④ 都市計画上の緑地

[緑地の量の推移]

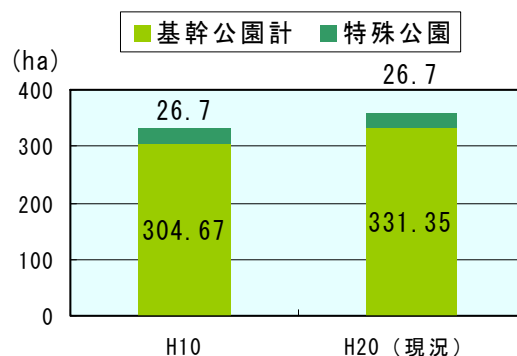
都市計画公園は、平成20年度末現在、358.05haが確保されています。都市計画緑地は、平成20年度364.75haが確保されています。

都市計画公園・緑地ともに、平成10年度と比較すると増加しました。

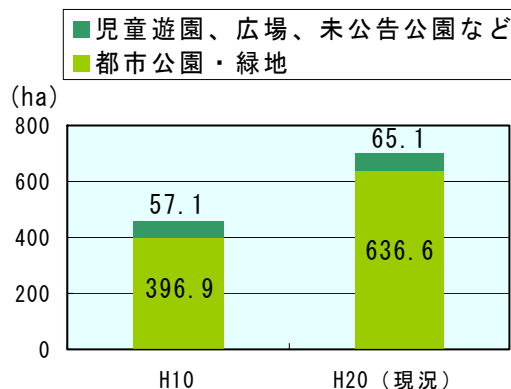
開放されている公園・緑地・広場などは、平成20年度701.7haが確保されています。平成10年度と比較すると児童遊園、広場などの箇所数が減少しました。

都市公園・緑地は箇所数・面積ともに、増加しています。

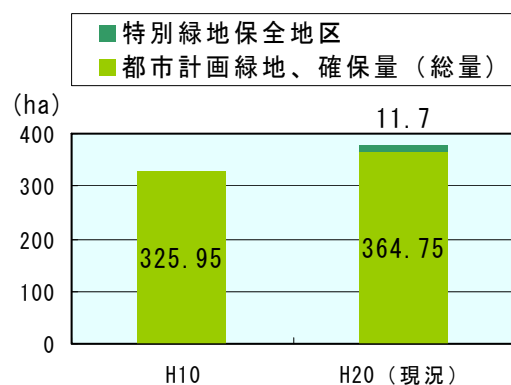
都市計画公園



都市公園・緑地



都市計画緑地



（資料：公園・緑地等に関する調書）

図資－２６ 都市計画公園・緑地の面積の推移

表資－５ 緑地の量の推移

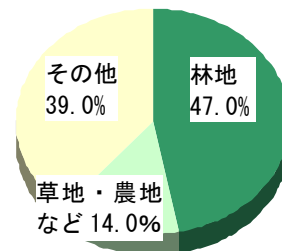
緑地種別区分	確保量(総量)			
	H10		H20(現況)	
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
都市公園・緑地	504	396.9	751	636.6
児童遊園、広場、未公告公園など	219	57.1	195	65.1
合計	723	454.0	946	701.7

（資料：公園・緑地等に関する調書）

(2) 緑被の現状

八王子市における緑被面積は約11,373haとなり、市の面積（18,631ha）の61.0%を占めています。

内訳は、林地が47.0%と最も多く、次いで草地・農地などが14.0%を占めています。

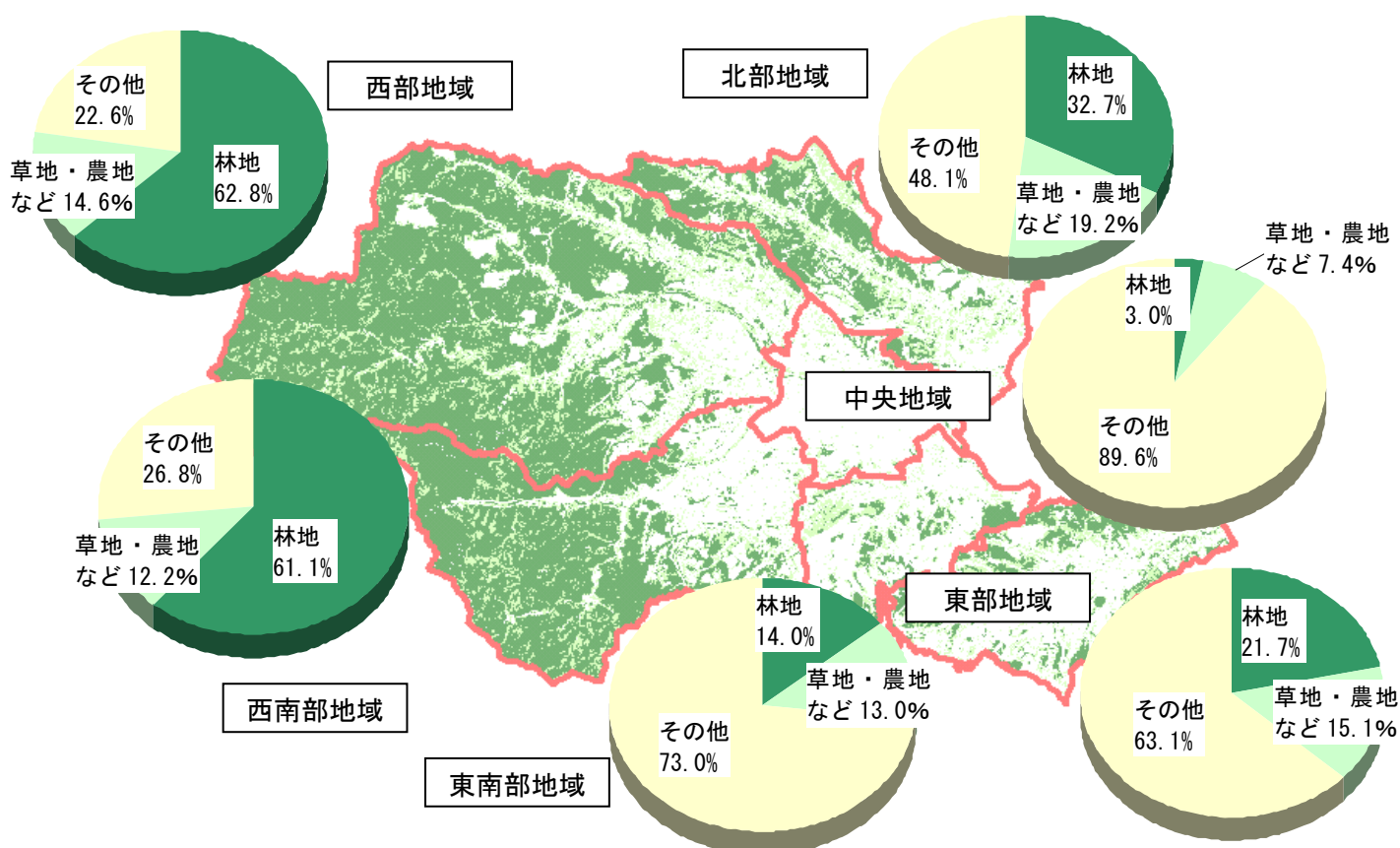


図資-27 市内の緑被の割合

表資-6 緑被の面積

区分	面積(ha)	割合 (%)
林地	8,761	47.0%
草地・農地など	2,613	14.0%
小計	11,373	61.0%
その他	7,258	39.0%
合計	18,631	100.0%

注) 緑被面積は、衛星写真を用いて判定しています。ここでは、緑地を林地、草地・農地などの2つに分け集計しています。その他には、鉄道、道路、工場、住宅、学校などが含まれます。



注) 端数処理をしているため、合計が100%にならないことがあります。

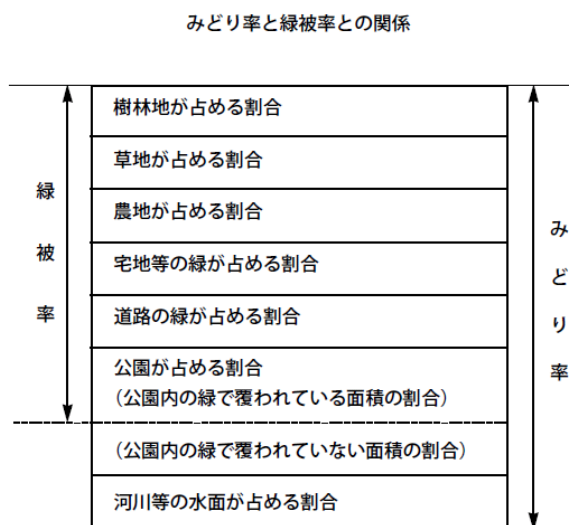
(資料: 2007年5月撮影 ALOS衛星画像 独立行政法人宇宙航空研究開発機構)
図資-28 市内の緑被の状況 (平成19年5月)

(3) みどり率

「みどり率」は、「緑被率」に「河川などの水面の占める割合」と「公園内の樹林や草地などの緑で覆われていない面積の割合」とを加え算出します。

八王子市では、緑被面積に含まれていない水面が約102haありました。また、公園・運動場であって緑被面積に含まれていない部分が約826haありました。

この結果、みどり率の算定対象となる面積は、約12,302haとなり、市の面積（18,631ha）の66.0%を占めているという計算です。



(出典:緑の東京計画)

図資－２９ みどり率と緑被率の関係

表資－７ みどり率の内訳の面積

区分			面積(ha)	割合(%)
みどり率対象面積	対象面積 緑被率	林地	8,761	47.0%
		草地・農地など	2,613	14.0%
		水面 (緑被に含まれていない面積)	102	0.6%
		公園 (緑被に含まれていない面積)	826	4.4%
		小計	12,302	66.0%
	その他		6,329	34.0%
合計		18,631	100.0%	

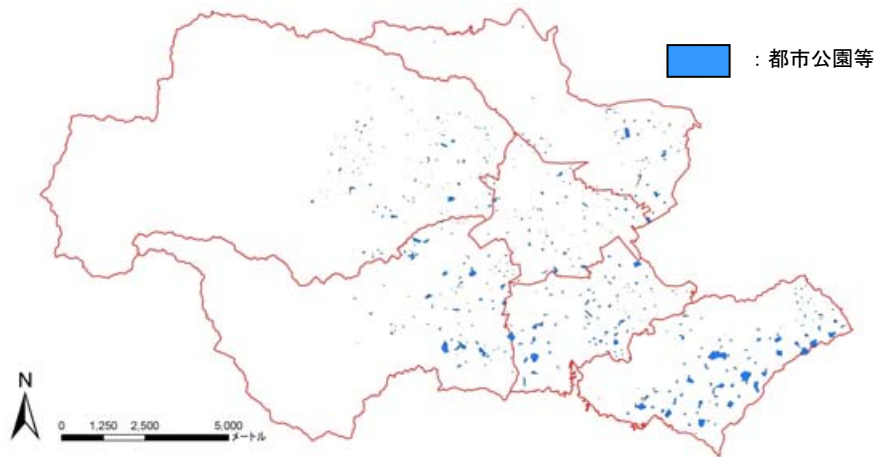
備考:緑被面積は、衛星写真を用いて判定しています。ここでは、緑地を2つに分け集計しています。
林地と草地・農地などに分類しています。

(4) みどりの配置

① 拠点となるもの

[都市公園等]

市内には946箇所の都市公園等が存在します。
 この中で、都市計画決定されている公園は155箇所、緑地は10箇所となっています。



(資料:八王子市都市公園等位置図)

図資－３０ 都市公園等の位置

表資－８ 地域別１人当たり公園広場面積

区分	面積 (m ²)	(H21.3.31現在) 人口 (人)	1人当たり面積 (m ²)
中央地域	352,064	117,932	2.99
北部地域	1,016,467	46,493	21.86
西部地域	546,113	99,445	5.49
西南部地域	1,451,902	101,047	14.37
東南部地域	1,301,173	77,444	16.80
東部地域	2,348,203	105,341	22.29
合計	7,015,922	547,702	12.81

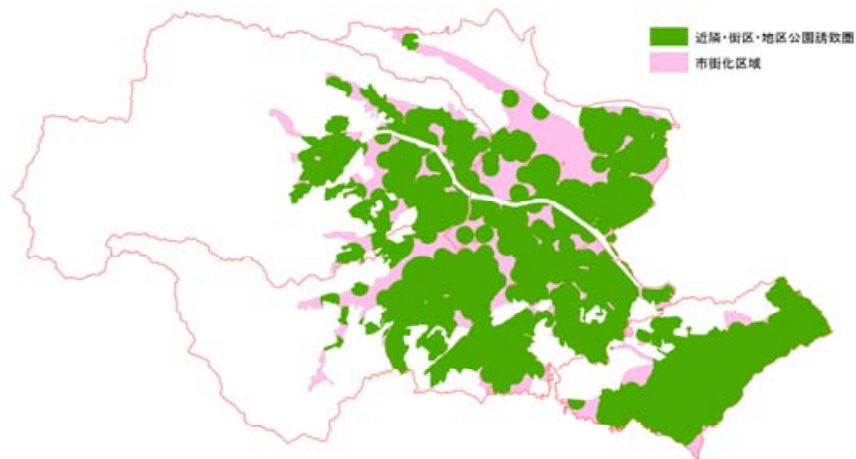
(資料:公園・緑地等に関する調書)

[公園の誘致圏]

市内には946箇所の都市公園等が存在します。

都市公園はその規模と役割によって、誘致距離が定められており、街区公園が250m、近隣公園が500m、地区公園が1kmとなっています。

この範囲内は、各公園の誘致圏とみなせるものであることから、市街化区域と誘致圏を重ね合わせることによって、現在の八王子市の公園の配置の状況を把握することができます。

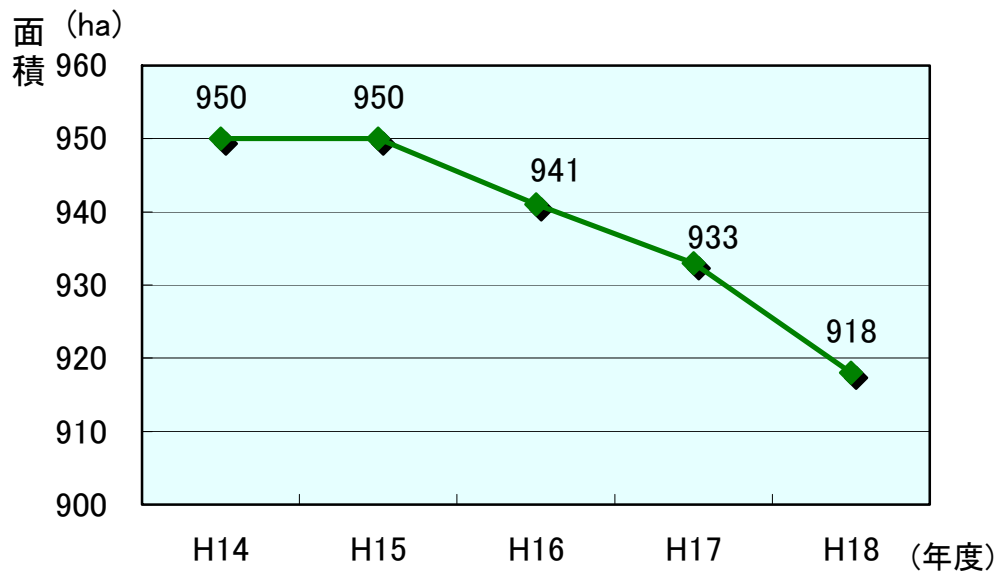


(資料:国土数値情報、公園・緑地等に関する調査)

図資－３１ 都市公園等の誘致圏と市街化区域

[農地の現状]

市内には918ha(市域の約5%)の農地が存在していますが、年々減少傾向にあります。



(資料:多摩の農業統計)

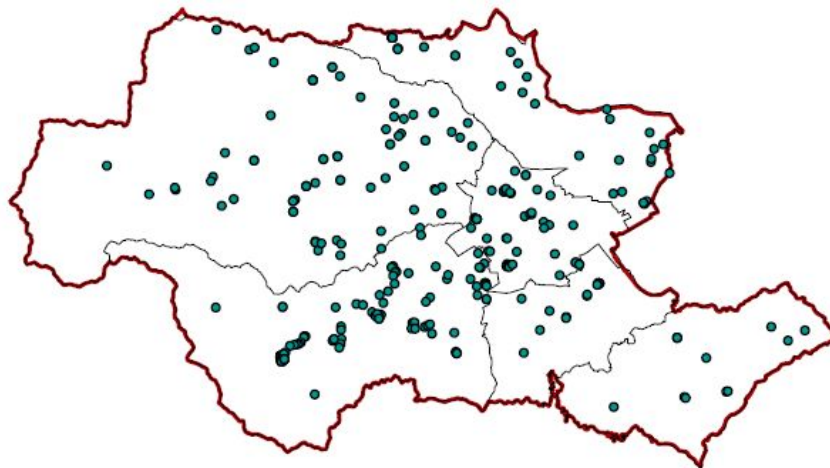
図資－３２ 農地面積の推移

[巨樹・名木]

平成5年の調査では、幹囲300cm以上の巨樹・名木が283件確認されています。

表資－9 巨樹・名木の数（幹囲300cm以上）

幹囲の区分	本数	構成比
300～350	147	52%
350～400	65	23%
400以上	71	25%
計	283	100%



（資料：八王子市巨樹・名木調査）

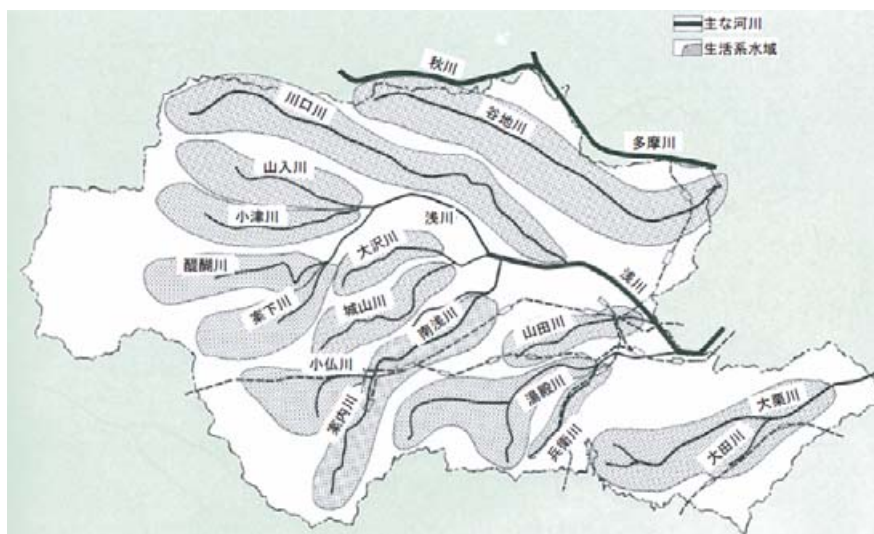
図資－33 巨樹・名木の位置（幹囲300cm以上）

② 軸となるもの

[河川]

市内を中心に展開する水系は3つあり、そのうち浅川を中心とする水系は、中央部を東西に貫く骨格的な緑地となっています。

さらに、本市の北側には谷地川水系が、多摩ニュータウン周辺には大栗川水系がそれぞれ骨格的な水とみどりの軸を形成しています。



（出典：八王子市都市景観形成基本計画）

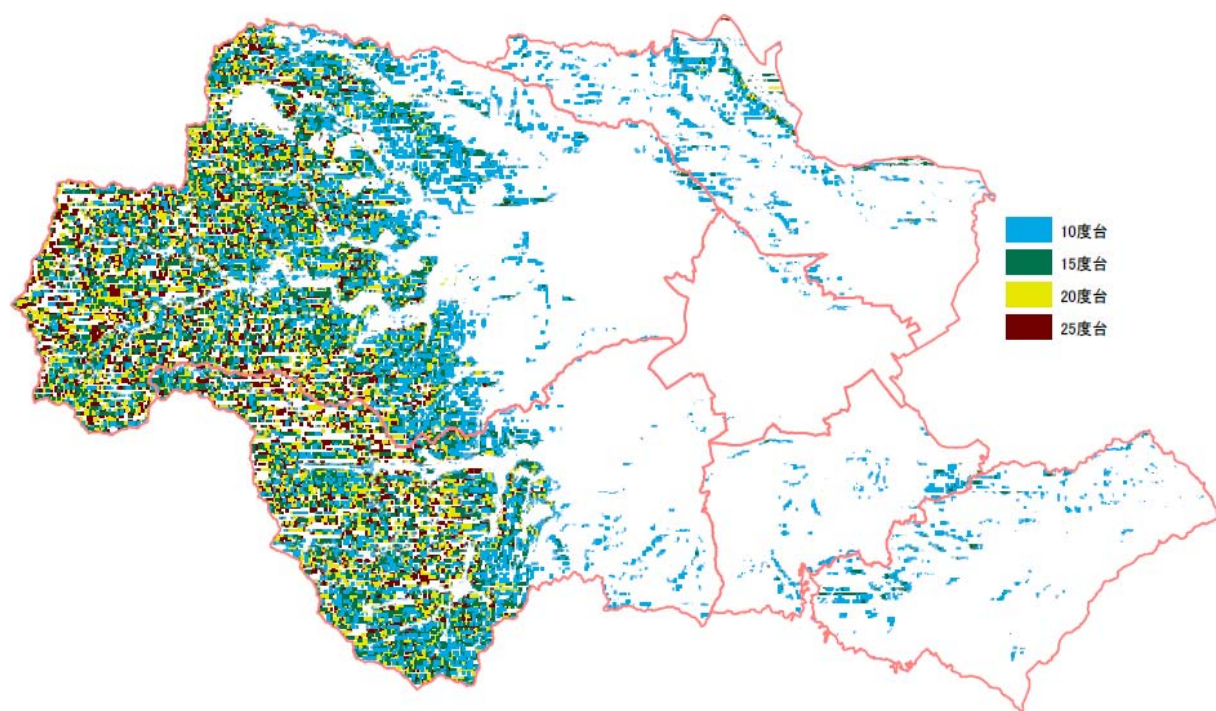
図資－34 水系

[斜面地に位置する林野]

10° ～30° の傾斜度を有する斜面地に位置する林野（森林・原野）は4,992haあり、市の面積（18,631ha）の26.8%を占めています。

表資－１０ 傾斜度別の斜面緑地面積

区分	面積(ha)
10° ～15°	1,594
15° ～20°	1,315
20° ～25°	1,138
25° ～30°	945
計	4,992

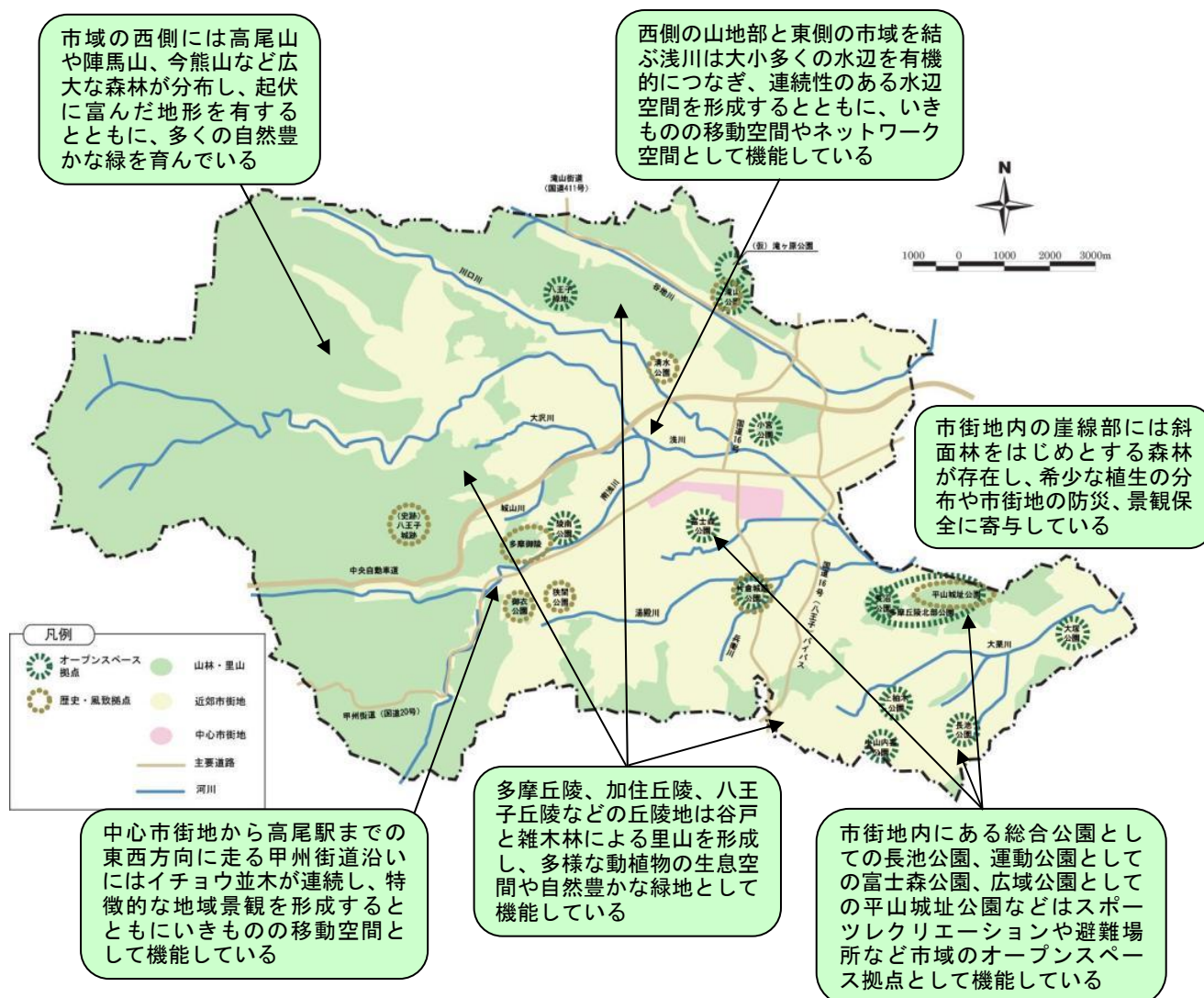


(資料: 数値地図50mメッシュ(標高))

図資－３５ 斜面地に位置する林野の位置

③ みどりの全体像

市内には、森林・里山といった面的なみどりが北部・西部・西南部地域に広がり、周辺市街地には丘陵地や公園などのオープンスペース拠点、城跡といった歴史・風致拠点、それらをつなぐ斜面緑地・河川・街路樹などの軸が存在します。



(資料：八王子市都市計画マスタープラン)

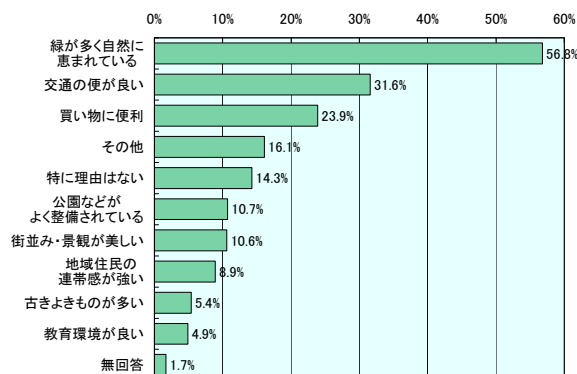
図資－３６ 八王子市のみどりの全体像

4. 市民の意向

(1) 市政世論調査（平成20年5月実施）

八王子市に「ずっと住み続けたい」または「当分は住み続けたい」と答えた人は、90.5%おり、その理由は「緑が多く自然に恵まれている」をあげている人が多くなっています。

市民の定住意向に應えるには、豊かなみどりの保全と適正な管理が必要となります。

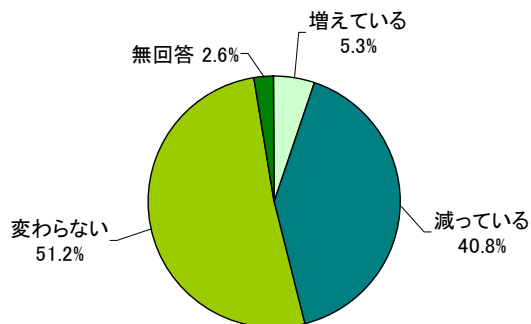


図資-37 住み続けたい理由

（以下、平成19年5月実施）

住まいの周辺についての樹木や草花については、5年くらい前に比べて約4割の方が「減っている」と回答しています。

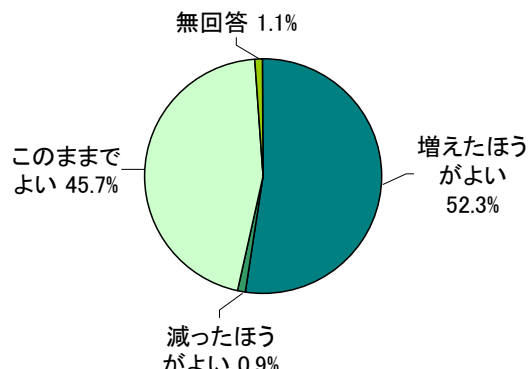
住まい周辺のみどりの減少を多くの市民が実感していることを示しており、街路樹や生け垣、公園などのみどりの拡充が必要と言えます。



図資-38 みどりの増減

今後のみどりについては、「増えたほうがよい」が5割強で最も高く、「減ったほうがよい」は0.9%とわずかでした。

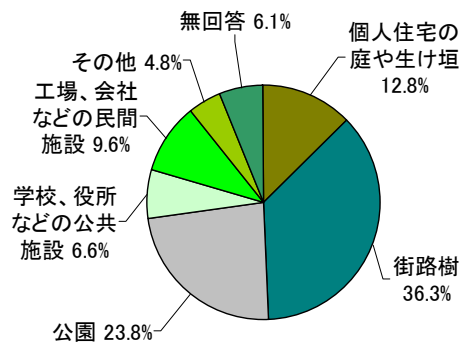
前の質問と合わせると、八王子市の豊かなみどりは減少の傾向にあると考えられていることから、回復ないしは増加させることが、市民の満足度の向上につながると考えられます。



図資-39 今後のみどり

前問で「増えたほうがよい」と答えた人は、みどりが増えてほしい場所として、「街路樹」を最も多くあげており、次いで「公園」、「個人住宅の庭や生け垣」、「工場、会社などの民間施設」をあげています。

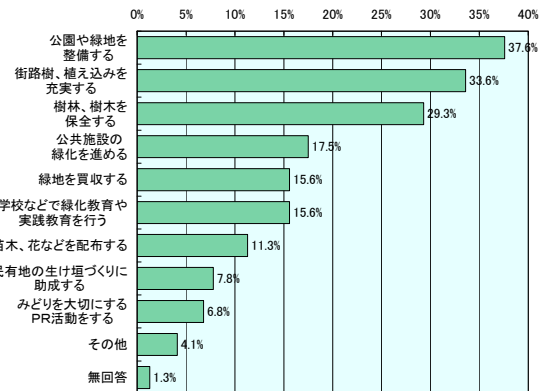
道路や公園などの日常の生活空間のみどりの充足が求められています。



図資－４０ みどりが増えてほしい場所

前々問で「増えたほうがよい」と答えた人は、今後市に力を入れてほしい施策として、「公園や緑地を整備する」が4割弱と最も多く、次いで「街路樹、植え込みを充実する」、「樹林、樹木を保全する」、「公共施設の緑化を進める」の順となっています。

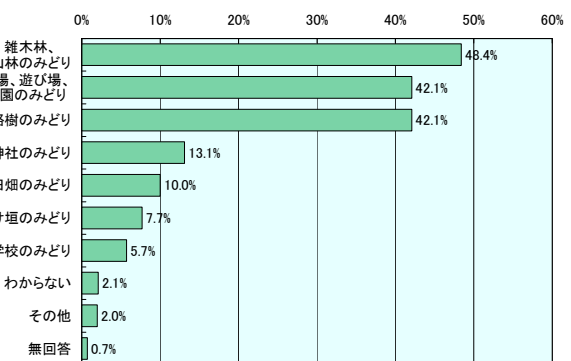
前問で増えて欲しいとの回答が多かった場所に対する施策の実施が求められています。



図資－４１ 今後市に力を入れてほしい施策

「美しいみどり」で思いうかべるものは、「雑木林、山林のみどり」が5割弱で最も多く、次いで「広場、遊び場、公園のみどり」、「街路樹のみどり」、「寺、神社のみどり」の順となっています。

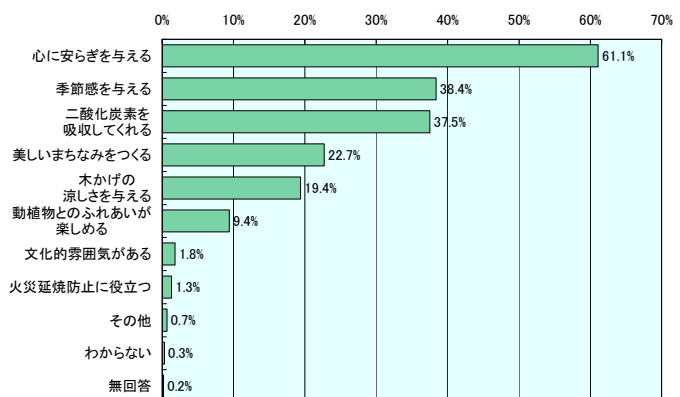
周辺の山地や丘陵地のみどりや市街地内の公園・街路樹のみどりについて、市の景観要素としてとらえていることを示しています。



図資－４２ 「美しいみどり」で思いうかべるもの

みどりの役割については、「心に安らぎを与える」が6割強と突出して高く、次いで「季節感を与える」、「二酸化炭素を吸収してくれる」、「美しいまちなみをつくる」の順となっています。

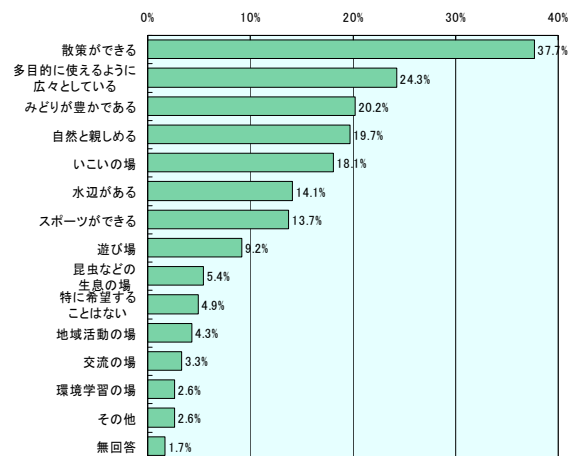
多くの市民がみどりに対して生活空間を良好なものとするものとしてとらえています。



図資－４３ みどりの役割

住まい周辺に望む公園としては、「散策ができる」が4割弱と突出して高く、次いで「多目的に使えるように広々としている」、「みどりが豊かである」、「自然と親しめる」、「いいの場」の順となっています。

住まい周辺の公園整備にあたっては、「散策ができる」など市民の意向を踏まえる必要があります。



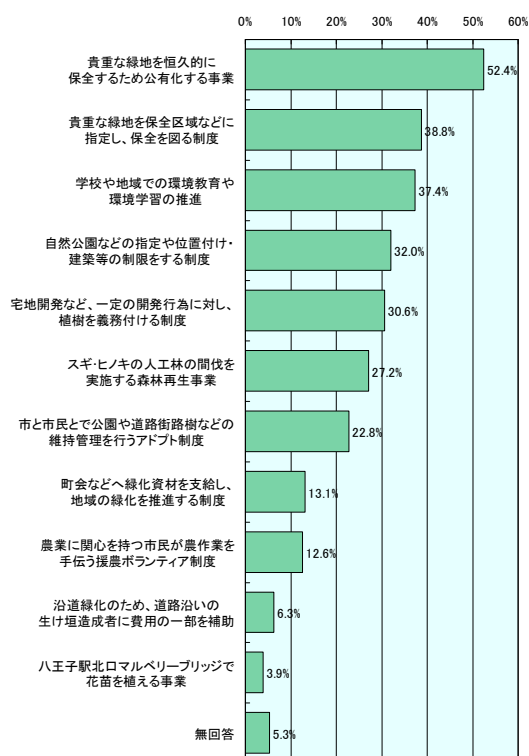
図資－４４ 住まい周辺に望む公園

(2) 環境市民会議調査（平成19年10月実施）

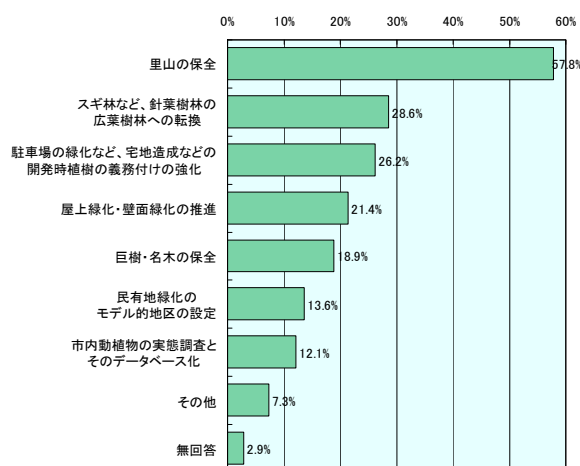
八王子市環境市民会議及び環境推進会議公募市民262人を対象として、市が取り組むべき施策を調査しました。

現在市が行っているみどりの施策のうち、必要性が高いと考えるものは、「貴重な緑地を恒久的に保全するため公有化する事業」が最も多く、次いで「貴重な緑地を保全区域などに指定し、保全を図る制度」です。

今後取り組むべきみどりの施策としては、「里山の保全」が最も多く、次いで、「スギ林など、針葉樹林の広葉樹林への転換」、「駐車場の緑化など、宅地造成などの開発時植樹の義務付けの強化」です。



図資－４５ 現行のみどりの施策評価



図資－４６ 今後取り組むべきみどりの施策

(3) 斜面緑地保全制度についての調査（平成20年1月実施）

市内斜面緑地保全区域土地所有者（68名）の今後の維持管理に対する意向を把握しました。

指定されている緑地は50%強の方が手入れをされています。

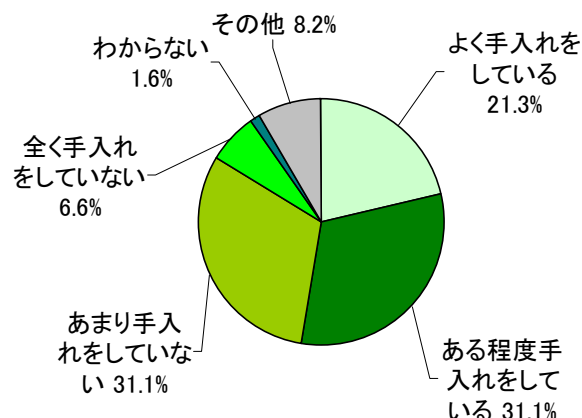
手入れの頻度は月1回以上の方が約50%です。

- ・ほとんど毎日行う・・・10.0%
- ・週に1回程度行う・・・13.3%
- ・月に1回程度行う・・・30.0%

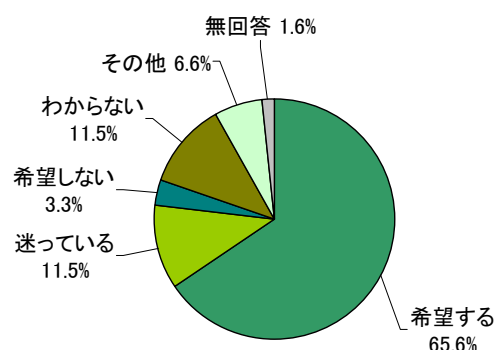
目的は、ゴミの不法投棄の確認や緑地の下刈りが大半を占めています。

このため、管理を希望する割合も少ない傾向にあります。7割弱の方が緑地指定の継続を希望しています。

一方で、「あまり手入れをしていない」「全く手入れをしていない」所有者が40%近くおり、管理の推進が課題となっています。



図資－４７ 手入れの頻度



図資－４８ 緑地指定継続の希望

(4) 環境に関するアンケート

市では、みどりの基本計画の改定にあたり、市民と事業者の意向を把握することを目的にアンケートを実施しています。

● アンケート調査の概要

[市民アンケート]

- ・調査対象
満18歳以上～70歳代までの男女
- ・調査期間
平成20年8月～平成20年9月
- ・対象者数
2,100人
- ・抽出方法
住民基本台帳からの無作為抽出
- ・調査方法
郵送による配布・回収
(自記式・無記名)
- ・回収結果
968人(43.2%)

[事業者アンケート]

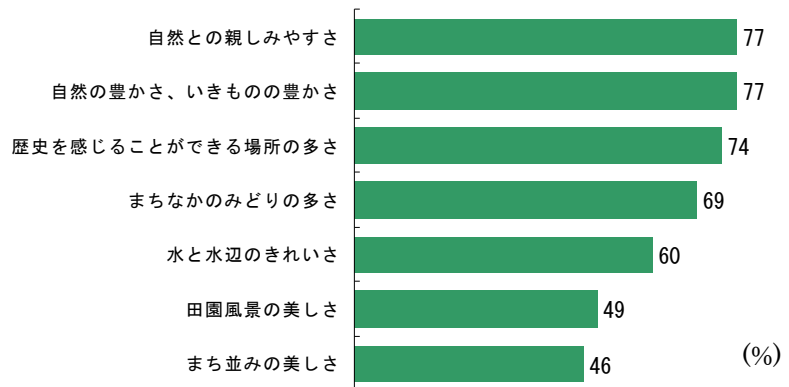
- ・調査対象
市内の事業者
- ・調査期間
平成20年8月～平成20年9月
- ・対象者数
400社
- ・抽出方法
事業所・企業統計（総務省）より無作為抽出
- ・調査方法
郵送による配布・回収
(自記式・無記名)
- ・回収結果
158社(39.5%)

みどりの現状について

〔満足度・重要度〕

市民向けのアンケートでは、八王子市の環境の現状について、「自然との親しみやすさ」及び「自然の豊かさ、いきものの豊かさ」に関し、満足度が最も高いという結果となりました。

5割を下回っているのは、「田園風景の美しさ」及び「まち並みの美しさ」でした。地域別に見ると「田園風景の美しさ」ではどの地域も同様な結果でしたが、「まち並みの美しさ」については、大規模な住宅団地や多摩ニュータウンがある東南部地域及び東部地域では高く、中央地域、北部地域では低くなっています。

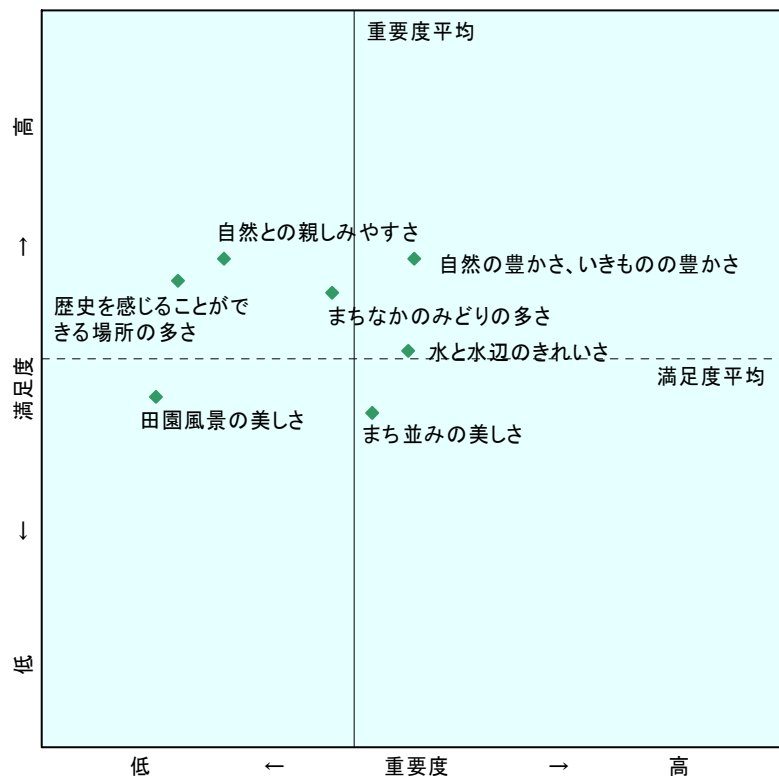


図資－４９ 「満足・どちらかといえば満足」と回答した割合

八王子市のみどりの現状に関し、重要度についても伺ったところ、比較的重要だと考えられているのは、「自然の豊かさ、いきものの豊かさ」や「水と水辺のきれいさ」でした。

満足度との相関を見ると、“重要度が高いものであって、満足度が低い”ものは「まち並みの美しさ」でした。

以上のことから、東南部、東部地域の大規模住宅団地以外の地域では、まち並みの改善が必要であることが示されています。



図資－５０ 満足度と重要度の相関

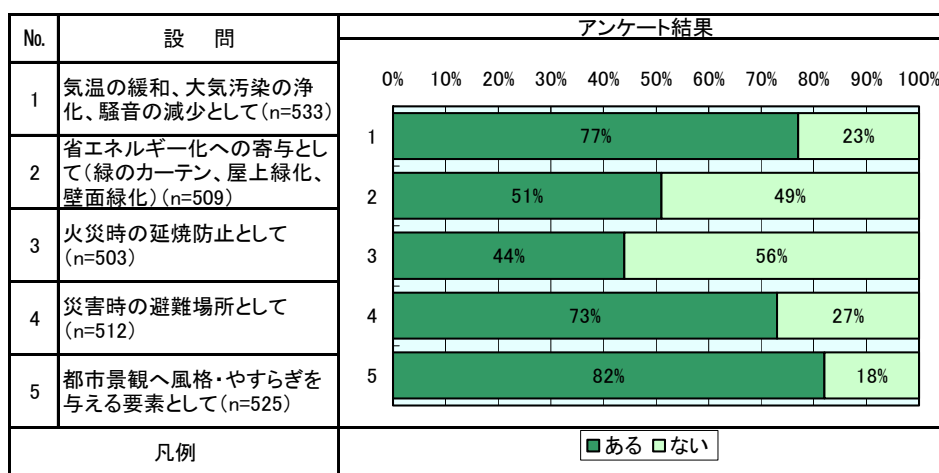
みどりの現状について

[みどりの効果]

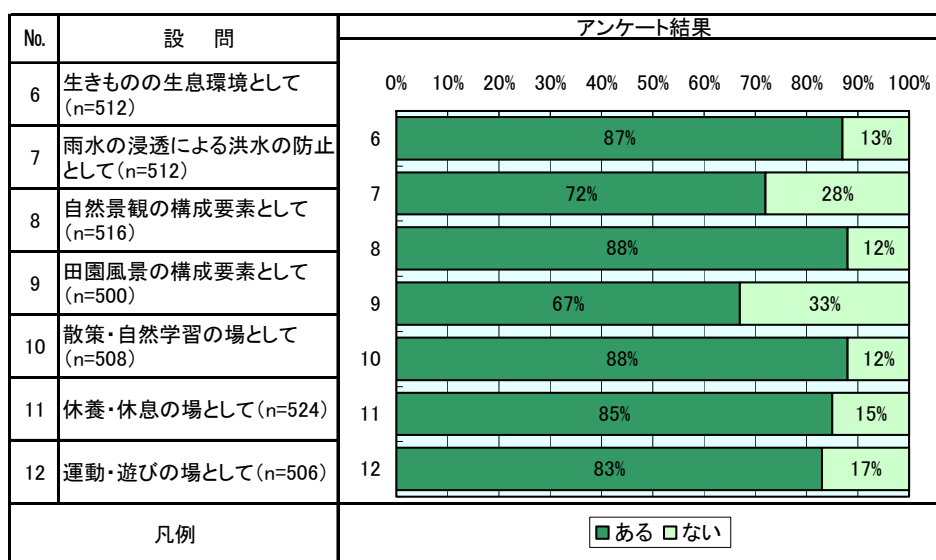
みどりには野生生物の生息地や環境への負荷の軽減機能や、余暇活動の場、災害の防止、都市景観の構成要素などさまざまなものがあり、私たちの生活への効果もあると言われています。

身の回りのみどりについて伺ったところ、「都市景観へ風格・安らぎを与える要素」「気温の緩和、大気汚染の浄化、騒音の減少」「災害時の避難場所」としての効果があると考えている方が多いという結果になりました。

単なるみどりではなく、都市や人間生活に欠かせないものとして、みどりの存在が認識されています。



市全体のみどりについては「自然景観の構成要素」「散策・自然学習の場」としての効果のほか、多様な効果を有しているとの回答であり、さまざまな機能を有するものとして認識されています。

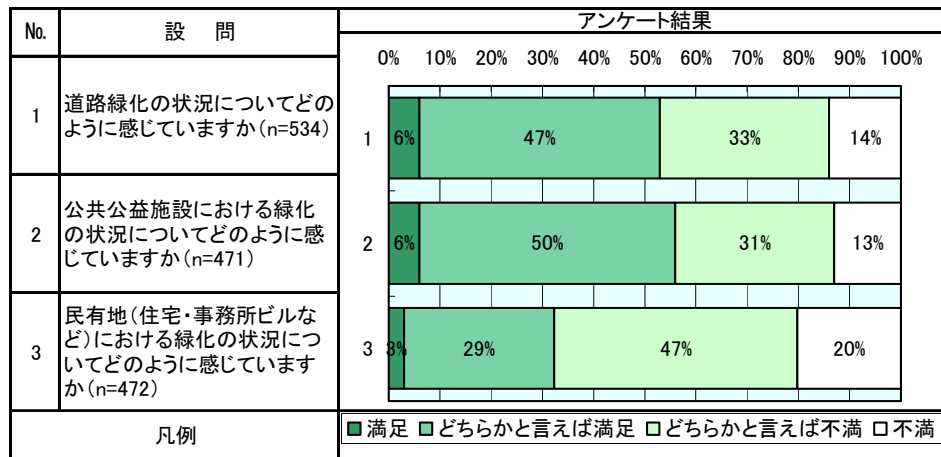


みどりの現状について

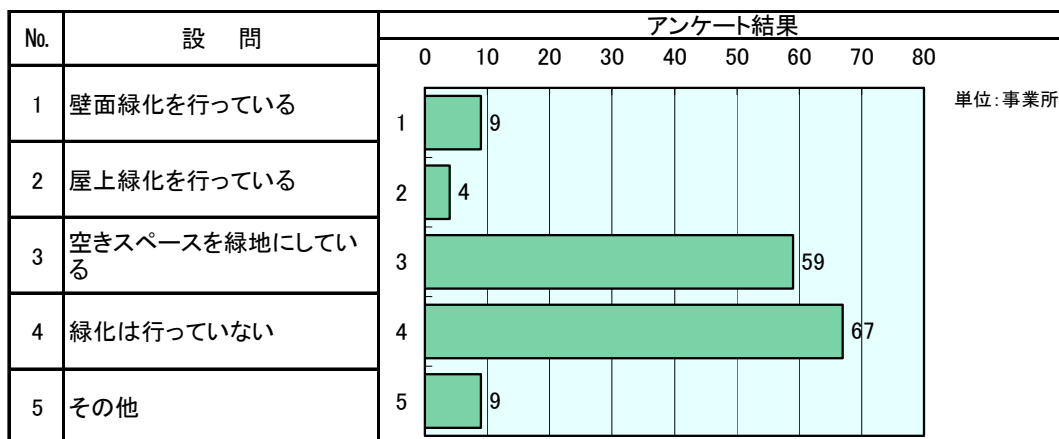
[緑化の状況]

市内の緑化の状況について「満足」と回答している市民は10%以下でした。

特に、「民有地における緑化の状況」については、「満足+どちらかと言えば満足」で32%となり、「道路緑化の状況」「公共公益施設における緑化の状況」よりも少ないという結果でした。



事業所内の緑化の状況については、「行っていない」との回答が多く、さらに屋上緑化や壁面緑化の実施率は少ないという結果であり、民有地などの緑化を推進するためには、緑化に関する意識の向上と壁面緑化などの推進が必要と考えられます。

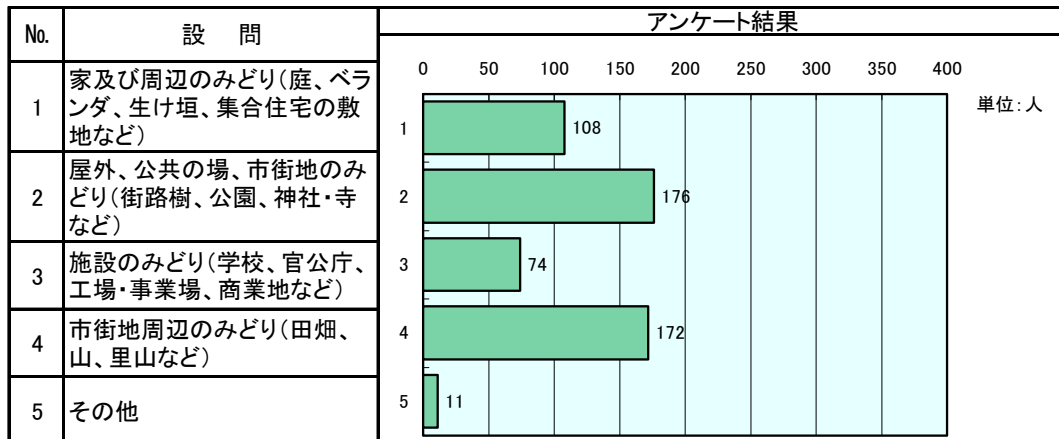


みどりの課題

[守りたい・増やしたいみどり]

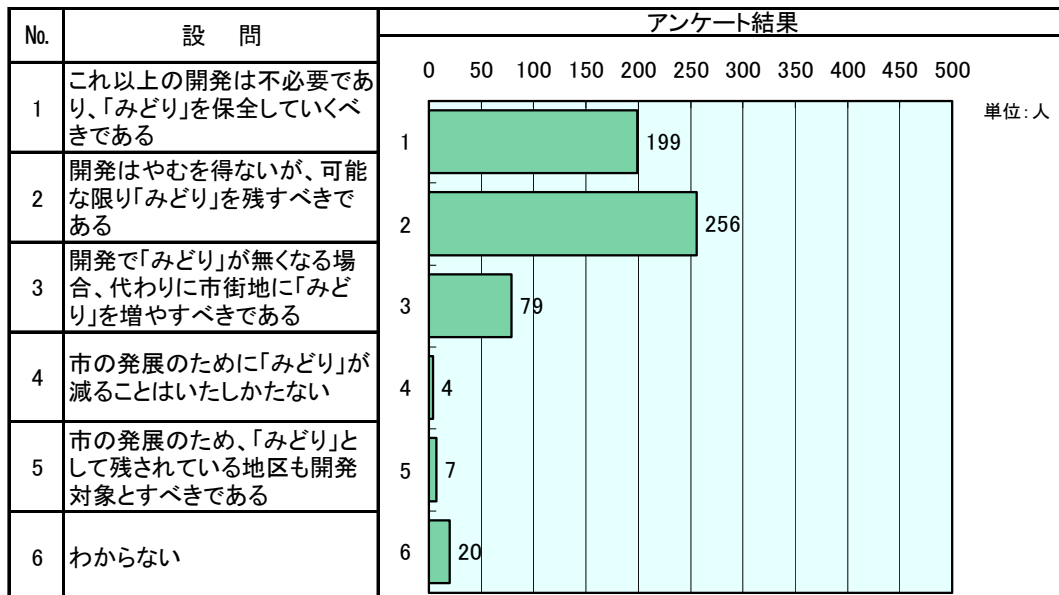
守りたい・増やしたいみどりについて伺ったところ、「屋外、公共の場、市街地のみどり」、「市街地周辺のみどり」などが守りたいみどりの要素として多く選択されています。

日常の生活空間としているみどりと背景になっている山地や里山のみどりの保全が求められています。



[みどりの保全と開発との調和]

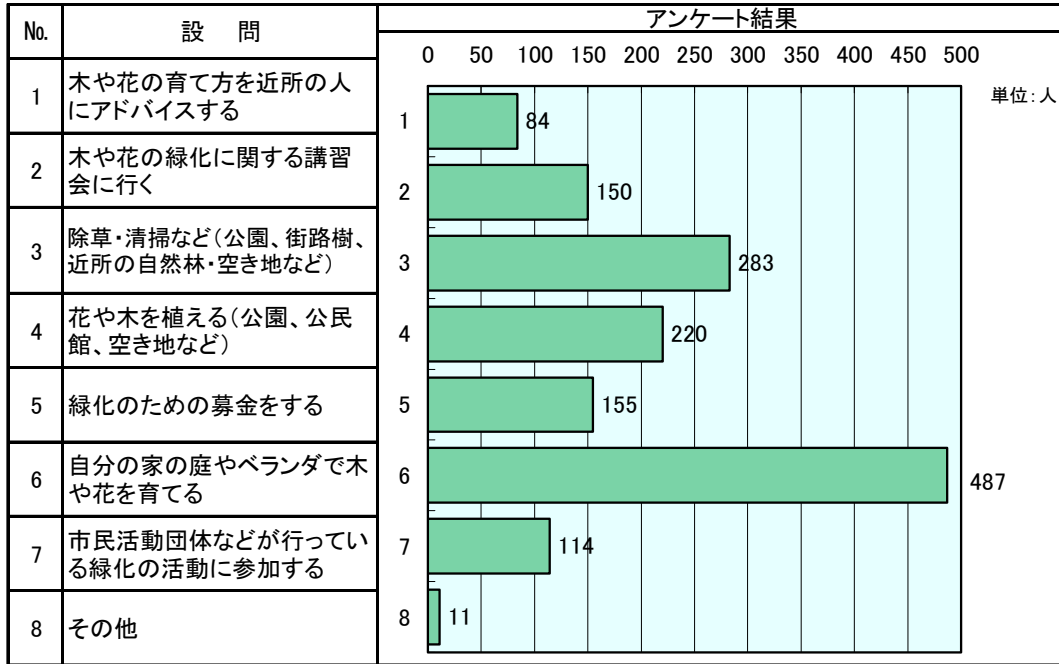
みどりの保全と開発との調和については開発のいかに問わず、「みどりを残すべきである」との意見がほとんどであり、開発する場合にもみどりへの十分な配慮が求められています。



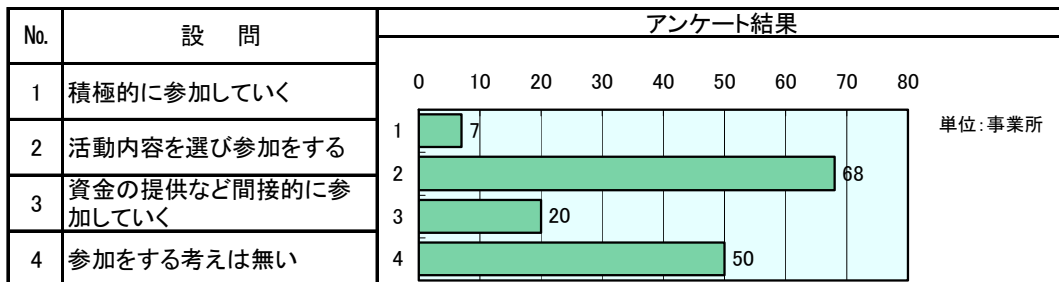
みどりの課題

[緑化活動への参加]

緑化活動に関しては、多くの市民が「自分の家の庭やベランダで木や花を育てる」ことは可能であると回答しています。回答者の半数程度は「除草・清掃」などの地域活動への協力が可能と回答しています。また、「緑化のための募金」も選択肢のひとつと考えている市民がある程度いるという結果になっています。



事業者においては、「活動内容を選び参加する」との回答が多いことから、活動内容を工夫することで、より多くの事業者が参加する可能性があります。



5. みどりに関する施策の進捗

(1) 緑化の状況と緑化施策の状況

中心市街地を中心とする中央地域については、緑被率が約10.4%とみどりの占める割合が低くなっています。八王子市では、街路樹などによる道路の緑化、生け垣造成への補助、花づくり事業など、緑化の推進を図っています。

① 道路の緑化

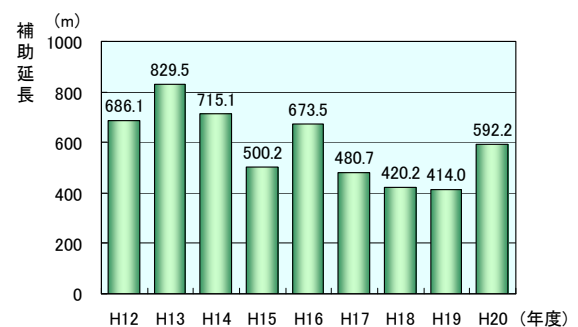
道路中央部や歩道部への植樹帯の設置または植栽ますへの小花壇の設置など、可能な箇所への植樹に努めています。



道路緑化

② 生け垣造成への補助

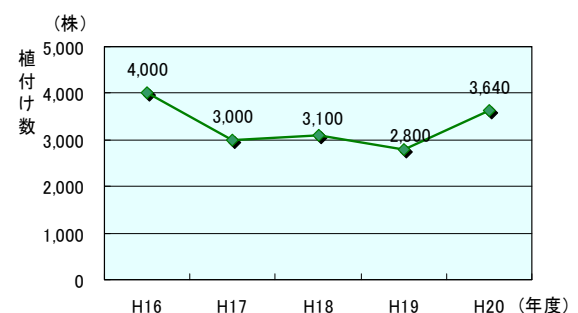
既存塀の生け垣化を図るため、かかった費用の一部を補助しています。



図資－5 1 生け垣造成の補助延長推移

③ 花づくり事業

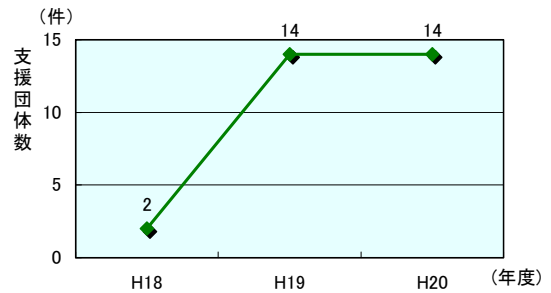
八王子駅北口のマルベリーブリッジと南大沢駅前歩行者専用道路において、市とボランティアの協働で四季折々の花を植え、育てる花づくり事業を展開しています。



図資－5 2 マルベリーブリッジ花づくり事業の推移

④ 緑化への支援

みどりのまちづくりを推進する一環として、町会や自治会などに対して緑化資材（花苗、低木、プランターなど）の支給を行っています。



図資－５３ 支援団体数の推移

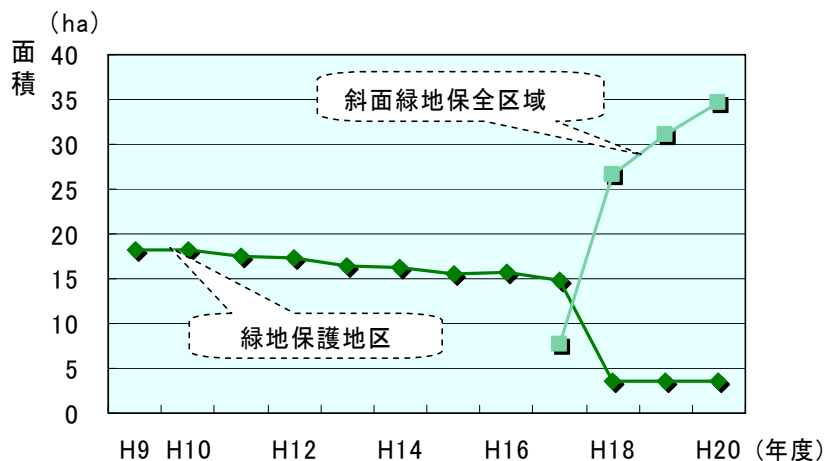
(2) みどりの保全に関する施策

市内に残された貴重なみどりを市民共有の財産として保全するため、八王子市の条例に基づき、緑地保護地区及び斜面緑地保全区域を指定し、また、東京都の条例により緑地保全地域を指定し、その保全を図っています。

① 緑地保護地区の指定

「八王子市緑化条例」に基づき、土地所有者と一定期間の協定を結び、緑地保護地区として指定することで民有の緑地の保全を図るものです。維持管理経費の一部を支援し、適正な管理を行うとともに、伐採などの行為については、届け出を義務付けています。

平成21年3月31日現在の指定は、4箇所、36,345㎡となっています。（18年度に「市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例」に基づき斜面緑地保全区域へ一部を移行しています。）

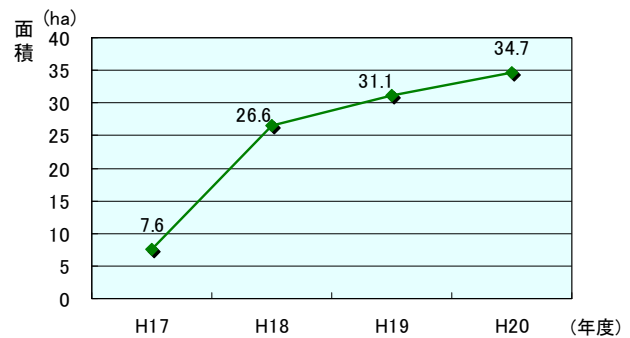


図資－５４ 緑地保護地区・斜面緑地保全区域の面積推移

② 斜面緑地保全区域の指定

市街地にある丘陵地、特に斜面に残る緑地は、近年の宅地化などにより徐々に減少しています。斜面緑地を保全するための法や都条例などによる十分な保全措置がないため、この貴重なみどりを守っていくことが非常に困難な状況になっていました。そのため、残り少なくなっている斜面緑地のみどりを保全できる新たなしくみとして、「市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例」を平成17年7月1日に施行しました。この条例に基づいて、市街地内で斜面地の森林が連続し良好である区域を「斜面緑地保全区域」に指定しています。

平成21年3月31日現在の指定は35区域、面積34.7haとなっています。

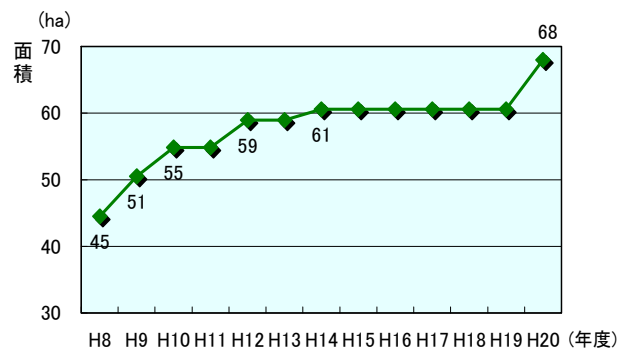


図資－５５ 斜面緑地保全区域の面積推移

③ 東京都の緑地保全地域の指定

東京都は、「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、森林、水辺地などが単体または一体となって自然を形成している市街地の近郊の地域で、その良好な自然を保護することが必要な区域を緑地保全地域に指定し、都民の大切な財産として末永く残していこうとしています。

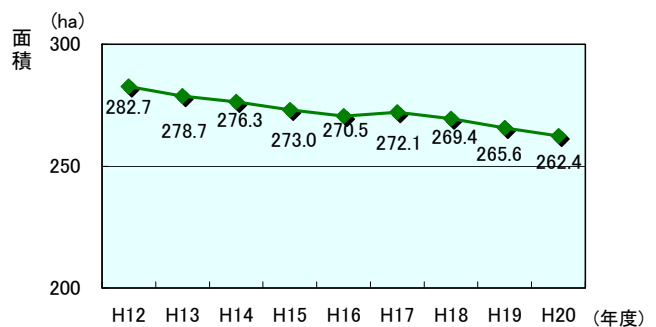
平成21年3月31日現在の指定地域は、12箇所、面積68.1haとなっています。（里山保全地域を含む）



図資－５６ 八王子市の東京都緑地保全地域の面積推移

④ 生産緑地地区の指定

生産緑地の指定面積は少しずつ減少していますが、平成17年度から、追加指定を行い、市街化区域内農地の保全を図っています。

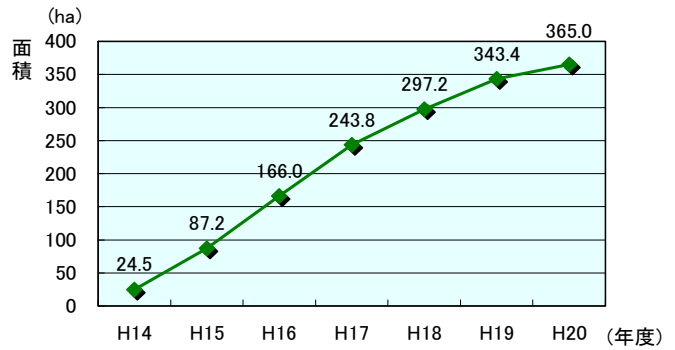


図資－５７ 生産緑地地区の面積推移

⑤ 多摩の森林再生事業

森林の働きを回復させるため、東京都と森林所有者の間で協定を結び、手入れが行われず荒廃しているスギ・ヒノキの人工林の間伐などを、市が東京都から受託し、実施しています。

平成14年度から平成20年度の合計は365.0haです。

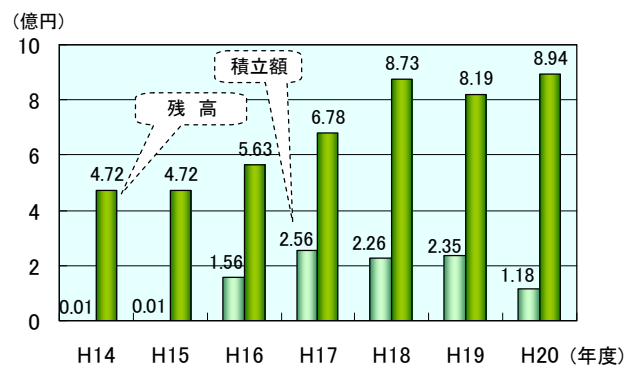


図資－５８ 多摩の森林再生事業の実績

⑥ みどりの保全基金の推移

市街地の丘陵地に残る緑地など、市民共有の貴重な財産であるみどりの保全と中心市街地などの緑化を推進するため、「緑化基金条例」を改定し、「みどりの保全基金」を制定しました。基金の用途は緑地取得、斜面緑地支援金、生け垣補助などです。

平成20年度の基金積立額は1.18億円、平成20年度末の残高は8.94億円です。



図資－５９ みどりの保全基金の積立額・残高の推移

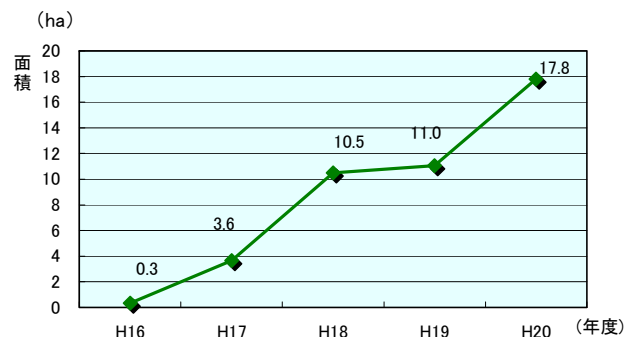
⑦ みどりの公有化

市では、市街地に残る貴重なみどりを後の世代に残すため、緑地の公有化を考え、その財源を確保することを目的に、平成17年に「みどり市民債」を発行しました。発行額10億円に対し、80億円を超える応募があり、みどりの保全に対する意識の高さが伺える結果となりました。

緑地の公有化は、その後、「みどりの保全基金」の一部を活用し進められており、総量は17.8haとなっています。



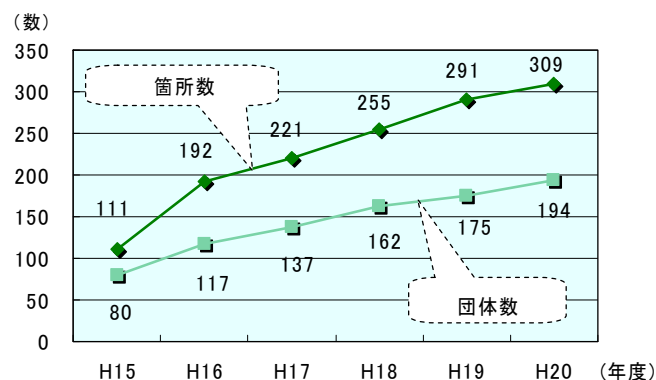
緑町緑地



図資－６０ 公有化緑地の量の推移

(3) 市民参加の状況

公園アドプト制度は、参加する市民に公園の維持活動を行ってもらう制度で、平成14年より開始しました。身近な公園の清掃や除草などをボランティア活動として実施することで、美化意識の向上や公園への愛護心、また、地域コミュニティの形成などの効果が期待されます。平成20年度には、194団体が309箇所の公園や広場などで活動しています。



図資－61 公園アドプト制度の登録団体数推移

(4) 広域連携の取り組み

八王子市を含め、13自治体が参画している「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」において、「取り組みの基本的方向性」が確認されました。

平成20年度には、この広域連携を表現する具体的な「広域連携図」の作成に取り組んでいます。また、平成20年11月には、広域連携会議が八王子市で開催され、斜面緑地保全区域、堀之内里山保全地域、長池公園などの視察が行われました。



(5) 啓発事業参加者、人材育成の状況

体験型の啓発事業の実施により、八王子市の環境のすばらしさを実感し、みどりの保全に関する意識の高まりが期待されます。また、保全活動のリーダーとなる人を育成することにより、みどりの保全に関する活動の活性化が期待されます。

八王子市では啓発事業として「水辺のかんきょう教室」、「自然は友だち」、「農業体験」を開催しています。平成20年度の参加者は合計で426名でした。

「環境学習リーダー」、「環境診断士」の育成は平成15年度以降はそれぞれ99名と82名でした。

表資－11 啓発事業参加者、人材育成数の推移

項目 \ 年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20
環境学習リーダー認定者数	30	29	-	20	-	20
環境診断士認定者数	32	29	21	-	-	-
「水辺のかんきょう教室」参加人数	124	104	103	99	90	120
「自然は友だち」参加人数	215	130	269	140	115	280
「農業体験」参加人数	351	394	56	197	209	26

(6) 特別緑地保全地区制度

都市緑地法で、都市において良好な自然環境を形成している緑地を保全する制度であり、八王子市では、平成19年に七国・相原特別緑地保全地区（八王子市と町田市にまたがる樹林地で、八王子市分 約11.7ha）が指定を受けています。指定を受けると、建築物及び工作物の新增改築などに現状凍結的な制限が課せられるとともに、土地の買収を含む損失補償制度が適用されます。

この保全地区について、八王子市では「みどりの基本計画」に位置づけ、良好な自然環境を保全する管理を行うこととしています。施設の整備については、環境への影響を最小限に抑えるため、散策路の危険箇所の整備及び、都市緑地法に基づいた標識の適正配置を行います。特に、人工改変地では、市街地から本保全地区内散策路へのアプローチを整備し、市民が気軽にみどりを楽しめる環境づくりを行います。

現存する自然環境を保全していくため、散策路での支障枝の剪定など、必要最低限の剪定・下草刈りなどの維持管理を行います。管理は、市民団体との協働に努めます。

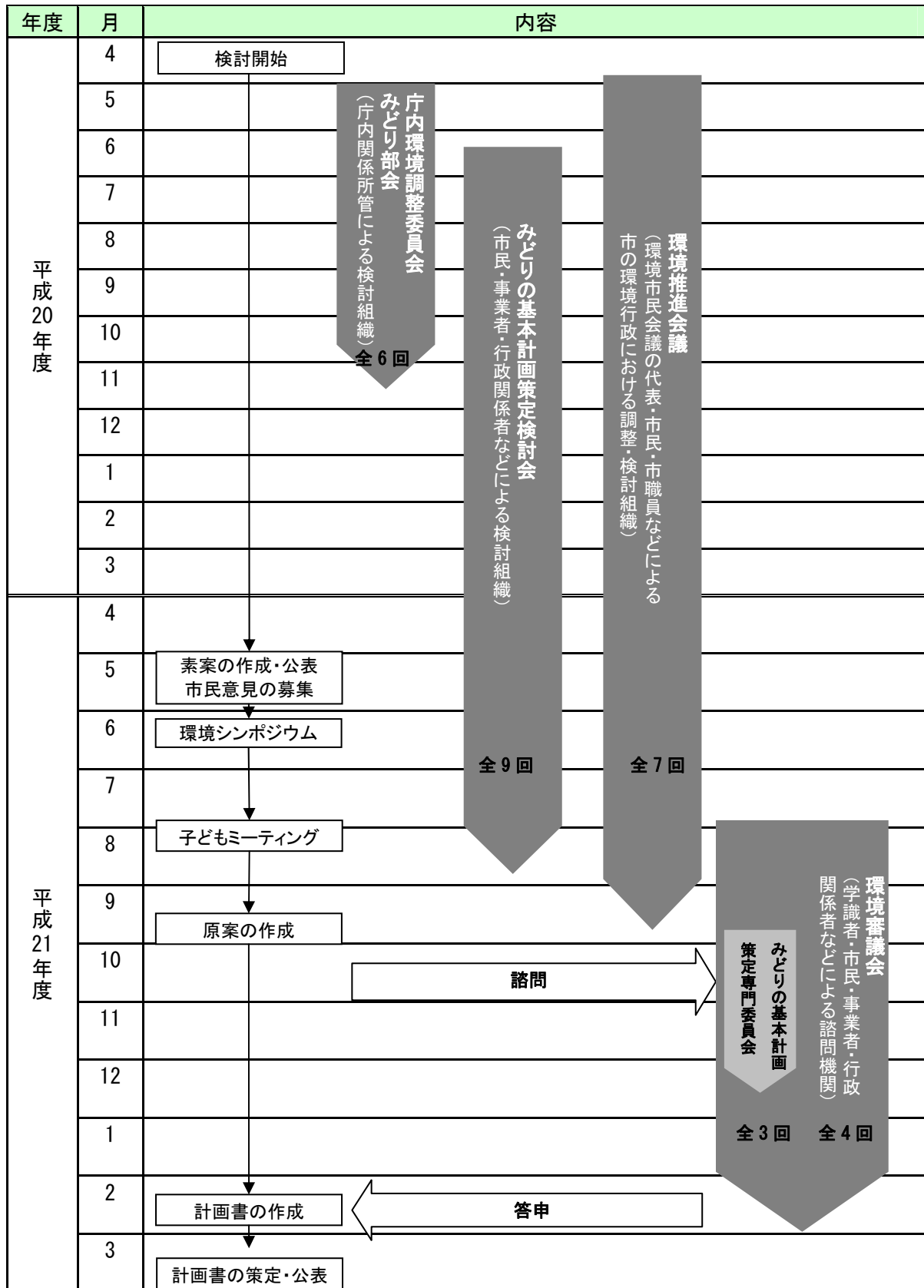
(7) 風致地区の指定

都市の樹林地、水辺地などで構成された良好な自然的景観（風致）を維持するため、都市計画法により都市計画で定められる地区です。

風致地区内では、都市の風致を維持するために、一定の行為を行う場合はあらかじめ許可が必要となります。

八王子市では、昭和5年に都市計画法に基づき、多摩陵風致地区（第2種風致地区36.1ha）を指定しています。

6. 計画の策定経緯



[八王子市みどりの基本計画策定検討会の主な検討事項]

検討内容
・ 緑の基本計画の改定について ・ 市の概況、緑の概況、取り組み状況について ・ 改定の背景について ・ 見直しの進め方について ・ 計画の基本的事項について ・ みどりの配置方針について ・ 緑地の保全・緑化のための施策について ・ 八王子市環境に関するアンケート結果について ・ みどりの基本計画重点取組について ・ みどりの地域別方針について ・ みどりの基本計画素案について ・ パブリックコメントについて ・ みどりの基本計画原案について

[みどりの基本計画策定検討会委員名簿]

部 門	氏 名	分 野
市 民	石黒 富江	東部地区環境市民会議
	佐々木 晃介	東南部地区環境市民会議
	並木 勇	東部地区連合町会長(明神町二丁目町会長)
	吉田 隆治	緑地所有者
	榎本 俊一(会長)	城山手親林の会
	千明 武紀	八大緑遊会会長
	青島 寿治	斜面緑地保全委員会委員
事業者	小山 清	八王子市農業協働組合指導経済部指導広報課長
	前田 善一郎	八王子市林業研究会副会長
	畠山 義彦	富士通(株)環境本部
	田中 博之	(株)そごう八王子店総務部長
	鈴木 誠一	
行 政	梅沢 重明	産業振興部農林課長
	小嶋 啓治	まちづくり計画部都市計画室主幹
	井上 伸一	まちなみ整備部公園課長
	岡 功英	
	前田 武敏	環境部環境保全課長
	遠藤 譲一	

※平成20年10月より鈴木誠一委員(同社)に交替

(任期:平成20年6月2日から平成22年3月31日) (順不同)

[八王子市環境審議会 みどりの基本計画策定専門委員]

第4期

平成22年3月現在 (五十音順)

役 職	氏 名	分 野	職 業 等	みどりの基本 計画 策定専門委員会 構成員
	赤穂 保	行政	東京都福祉保健局南多摩保健所長	
	有馬 廣實	学識者	拓殖大学教授	
	礪野 弥生	学識者	東京経済大学教授	○
	内野 秀重	市民(活動団体)	八王子自然友の会	○
	勝澤 朝子	事業者	農業従事者代表	○
	金子 哲也	学識者	杏林大学教授	
副会長	亀山 章	学識者	東京農工大学名誉教授	◎
	川名 法人	事業者	商業従事者代表	
	小泉 明	学識者	首都大学東京大学院教授	
	完山 貫一	事業者	東京都資源回収事業協同組合 多摩特任理事	
	高橋 章	行政	東京都環境局多摩環境事務所 廃棄物対策課長	○
	田中 充	学識者	法政大学教授	
	前野 修	市民(町会・自治会)	八王子市町会自治会連合会 事務局長	
	八木 雅子	市民(活動団体)	東京都環境学習リーダー	
会 長	渡辺 泰徳	学識者	立正大学教授	

※みどりの基本計画策定専門委員会の委員長：◎ 委員：○

7. 環境審議会の答申

21八環審収第4号
平成22年2月18日

八王子市長 黒須 隆一 殿

八王子市環境審議会
会長 渡辺 泰徳

八王子市環境基本計画、八王子市水循環計画、八王子しみどりの
基本計画及び八王子市地球温暖化対策地域推進計画について（答申）

平成21年10月26日付21八環政発第156号により諮問のありましたこのこと
について、各専門委員会の報告書を添付し、下記のとおり答申します。

記

本4計画の原案については、これを概ね妥当と認める。

また、各計画の策定にあたっては、市民との協働を積極的に行ってきたこと、市民・事業者の意見・提案を反映してきたこと、そして、八王子の恵まれた環境を守り育てるため、熱意を持って取り組んだことを高く評価する。

なお、環境基本計画は他の3計画の基本となる計画であることを明確に示し、4計画が連携して環境保全に効果的に取り組めるような計画を策定すること。

【計画策定後に望むもの】

計画策定の周知徹底並びに情報公開及び情報提供を積極的に行うこと。

また、各計画を基軸として、市と市民・事業者とが手を携えて、八王子市のより良い環境づくりに着実に取り組むこと。

更に、各計画を有効に推進するため、環境市民会議を中心とした市民・事業者の地域的な活動について、市は必要な支援を積極的に行うこと。

以上

八王子市みどりの基本計画策定専門委員会

委員長 亀 山 章
委 員 磯 野 弥 生
内 野 秀 重
勝 沢 朝 子
高 橋 章

提示された計画原案の内容は概ね妥当と認められることから、これに基づき計画を策定することが適当である。

ただし、策定にあたっては以下の内容に留意すること。

1 全体の構成について

計画原案においては、一般に公表するにあたり、より市民の理解を得るために、構成について十分留意を図ること。

2 基本理念について

基本理念である「みどりを市民と行政との協働により次世代に継承する」については、本計画原案において、市民・事業者・行政との協働について多く触れていることから、「事業者」についても基本理念に加え、その方向性を明確にすること。

3 生物多様性について

生物多様性については、平成 19 年に「第三次生物多様性国家戦略」が閣議決定され、また、平成 20 年に「生物多様性基本法」が制定されるなど、生物多様性の保全は急務となってきた現状がある。みどりには動物や植物の生息環境・生育環境として重要な役割があることから、生物多様性の保全について、本計画でより多く触れるとともに、その重要性を明確に示すこと。

4 農地について

農地は、本市の重要なみどりであり、市街地を含め貴重なみどりの要素となっている。このことから、農地の現状も含め、その重要性に触れ、保全のための取り組みをより一層推進すること。

5 みどりの確保目標について

緑地の確保目標については、「現状を維持」の表現を工夫すること。

公園の整備目標については、現状・課題、基本方針を明確に表現するとともに、公園の充足率を向上するための方向性を体系立てて整理を行うこと。

6 「みどりの環境調和都市」実現のための主たる施策について

「みどりの環境調和都市」の実現に向けての主たる施策においては、リーディングプロジェクトやその他の施策との関係性について十分整理を行い、表現をすること。また、リーディングプロジェクトについては、それぞれのプロジェクトにおいて均衡を図り、特定の施策に偏ることのないよう工夫すること。

7 環境教育・環境学習について

環境教育・環境学習については、その重要性を十分認識しているところであるが、基本方針を明確に表現し、施策に反映させること。

8 計画の推進について

本計画の推進にあたり、市民・事業者とのより一層の連携を図ること。また、具体的な取り組みについては、取り組み事例を紹介するなど、表現について工夫すること。

以上

8. 用語集

アルファベット／数字

NPO

政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体のことです。

ア 行

いちじひなんじょ 一時避難場所

地震後に一時的に様子をみるために避難し、正確な情報を得て地域ぐるみで防災活動を行う拠点のことです。

うすいしんとうしせつ 雨水浸透施設

地下水かん養対策、雨水流出を抑制するため、雨水を地中に浸透させる浸透管（浸透トレンチ）、浸透ますなどの施設のことです。

おくじょうりよくか へきめんりよくか 屋上緑化・壁面緑化

建築物などの屋上などに植物を植えて緑化することを屋上緑化といいます。同じように、建築物などの外壁を緑化することを壁面緑化といいます。

緑化によって、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和、夏季の冷房費の削減等の効果があります。

おんしつこうか 温室効果ガス

太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果を持つガスをいいます。

温室効果ガスには二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスなどがあります。

カ 行

カーボンオフセット

日常生活や事業活動から排出される二酸化炭素を相殺するために植林や自然エネルギーを利用しようとするものです。

がいく きんりん ち こうえん 街区・近隣・地区公園

（街区公園）もっぱら街区に居住する者の利用を目的とする公園のことです。（近隣公園）主として近隣に居住する者の利用を目的とする公園のことです。（地区公園）主として徒歩圏内に居住する者の利用を目的とする公園のことです。

がいらいしゅ 外来種

人為により自然分布域の外から持ち込まれた種のことをいいます。自然に分布するものと同種であっても他の地域個体群から持ち込まれた場合も含まれます。海外から日本国内に持ち込まれた種に対して使われることが多いです。

国内では一部で移入種の駆除が進められているほか、移入種対策のための「外来生物法」が制定され、生態系などに悪影響を及ぼしていることが明らかな移入種（外来種）として32種が「特定外来生物」として第一次指定されています。

かんきょうがくしゅう 環境学習リーダー

地域の環境市民会議の活動を適切に支援することができる人材として、市が開催する環境学習リーダー講座において養成した人のことです。

かんきょうしゅみんかいぎ 環境市民会議

環境問題に対処していくためには、市の環境施策を推進するとともに、市民・事業者の自発的な環境保全活動や取り組みが重要となります。環境市民会議は、市内を6つの地区に分け、それぞれの市民・事業者の皆さんによって自発的に環境保全活動を実践する組織で、平成14年7月に設立されました。

かんきょうしゅんだんし 環境診断士

環境指標「チェックどう」を用いた環境診断を実施する際に適切な指導・助言ができる人材として、市が開催する環境診断士講座において養成した人のことです。

かんしょうりよくち 緩衝緑地

騒音、振動など公害の防止や緩和若しくは災害の防止を図ることを目的として造成される緑地のことです。

かんばつ 間伐

植林してある程度育った後、主な木の生育を助けたり、採光をよくしたりするために、適当な間隔で伐採することです。

きゅうりょうち 丘陵地

なだらかな起伏、小山あるいは丘の続く地形のことです。

こういきひなんばしよ 広域避難場所

広範囲に及ぶ火災や有毒ガスなどから身を守るために避難所として指定している大規模な公園などをいいます。

こうえん せいど 公園アドプト制度

身近な公園の清掃や除草などをボランティア活動として実施してもらう制度のことです。

こくていこうえん 国定公園

国立公園に準ずる自然の風景地を保護し、自然とのふれあいを増進するため指定された自然公園のことです。自然公園法に基づき環境大臣が指定しています。

サ行

さとやま 里山

人里の近くにあり、従来、林産物栽培や有機肥料、薪や炭の生産などのために利用されていた人と関わりの深い森林のことです。近年、住民に身近な自然として評価されてきています。

しぜんこうえん 自然公園

すぐれた自然の美しい風景地を保護しつつ、その中で自然に親しみ、野外レクリエーションを楽しむことができるように指定された地域のことです。日本では自然公園法に基づき、国が指定する国立公園と国定公園や東京都が指定する都立自然公園などがあります。

じゅりんちりつ 樹林地率

土地利用上で樹林地として区分されている区域の割合のことです。

すいげん よう 水源かん養

雨水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能を持つことをいいます。

スプロール化

都市が無秩序、無計画に広がり、虫食い状態になっていくことをいいます。

せいぶつたようせい 生物多様性

あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態を言い、さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念です。

タ行

たしぜんかわ 多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有しているいきものの生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことです。

た ま きゅうりょう みうらきゅうりょう 多摩丘陵～三浦丘陵のみどりのネットワーク

首都圏を南北に縦断する多摩・三浦丘陵を中心として形成される一帯の緑地群の広域的な緑のネットワーク化を図るため、「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」が設置されています。同会議には、八王子市を含め、13自治体が参画しており、生物多様性の保全、都市農業の保全、樹林地の保全、河川や海浜、水源地との関わりなどの観点から、相互の課題を認識し、丘陵保全に必要な諸施策をより広域的かつ効果的に検討することを目的としています。

ちきゅうおんだんか 地球温暖化

人間の活動により二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス（太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガス）の濃度が増加し、地表面の温度が上昇することです。

とくていのうちかしつけほう 特定農地貸付法

「特定農地貸付けに関する農地法などの特例に関する法律」の略のことです。平成17年の改正により、農地を所有していないNPO法人や企業などが市民農園を開設することができるようになりました。

とくべつりよくちほぜんちく 特別緑地保全地区

都市において良好な自然的環境を形成している緑地を都市計画に定め、開発行為を許可制により規制する地域のことです。

としけいかくりよくち 都市計画緑地

主として都市の自然環境の保全及び改善並びに都市景観の向上を図るために設けられる緑地のことです。

と し り ゃ く ち ほう 都市緑地法

都市の緑地を保全するとともに緑化や都市公園の整備を推進することにより、良好な都市環境の形成を図ることを目的として、1973年に制定された旧・都市緑地保全法が2004年の法改正により改称したものです。

都市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画、緑地保全地域の設定と都市計画上の位置づけ、緑地保全地域内での行為規制、緑地保全上必要な土地の買入れ、緑地協定、緑地管理機構の指定業務などについて規定しています。

ち い き せ い り ゃ く ち 地域制緑地

私たちの生活において重要な役割を担うみどりや、様々ないきものの生息・生育空間となっているみどりを守るため、法や条例による指定を行い、保全に対する担保を確保した緑地のことをいいます。

と し こ う え ん と う 都市公園等

都市計画区域内に地方公共団体が設置した公園や緑地、国が整備した国営公園の他、緩衝緑地、緑道、墓園など様々な種類の公園の総称のことです。

ナ 行

の う か か い せ つ が た の う え ん 農家開設型農園

農業体験農園や農家直営農園といった農家及び農地所有者自らが開設・経営する農園のことです。

ハ 行

バイオマス

もともと生物(bio)の量(mass)のことですが、今日では再生可能な、生物由来の有機性エネルギーや資源(化石燃料は除く)をいうことが多いです。エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、海草、生ゴミ、紙、動物の死骸・糞尿、プランクトンなどの有機物があります。

は ち お う じ し ょ う こ く はちおうじ省エネ国

各家庭で地球温暖化防止のためにエネルギーを効率よく使う生活を実践するため、チェックシートに毎月の家庭の電気・ガスなどのエネルギー使用量を記入しながら、省エネ活動に取り組んでもらう事業です。

は ち お う じ で ま え こ う ざ はちおうじ出前講座

市民の生涯学習活動を支援することを目的とし、学習会などに、市や官公署・企業などの職員が講師として伺い、担当する事業などについて講義や説明をすることです。

ひ と あ い ら ん ど げ ん しょう ヒートアイランド現象

道路舗装や建築物などの増加や冷暖房などの人工排熱の増加により、都心部の気温が郊外に比べて高くなる現象のことです。

ビオトープ

ドイツ語で生物を意味する「ビオ(Bio)」と場所を示す「トープ(Tope)」の合成語のことです。本来は1つの生物種にとって必要な空間のまとまりを意味しますが、現在では元来そこにあった自然風景、生態系を回復・保全した区域を指すことが多いです。

ふう ち こ う え ん 風致公園

良好な水辺、樹林地といった自然環境が残されている土地などを一体として取り込んで整備した公園のことです。

ふう ち ち く 風致地区

良好な水辺、樹林地といった自然環境が残されている土地などを都市計画に基づき指定し、その風致を維持し都市環境の保全を図るため定める地区のことです。

ペレット

製材廃材などに圧力を加えて固めた固形燃料のことです。

ポケットパーク

道路わきや空き地などわずかな土地を利用した小さな公園ことです。

マ 行

み ず じ ゅ ん か ん 水循環

降った雨(降水)は、土壌に浸透するか地表面を流れます。土壌に浸透した水は、地下水となり地中を流れ、河川や崖地へ湧き出して、海へと注ぎます。海の水は蒸発し、降水として再び地表にもたらされます。この動きを「水循環」と呼びます。とりわけ、湧水や河川水を生み出す地下水は、自然系の水循環の骨格をつくる重要な要素です。

みどりのカーテン

植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇抑制を図る省エネルギー手法、またはそのために設置される、生きた植物を主体とした構造物のことをいいます。壁面緑化の一種です。

みどりのダム

森林の持つ、水資源かん養機能や土砂防止機能に着目し、森林の国土保全上の役割と大切さをわかりやすく表現するときに用いられる言葉です。

ヤ行・ラ行

や と 谷戸

丘陵や谷あいの低地のことです。

ゆうすい 湧水

地下水が崖や谷頭から地表に流れでたものをいいます。湧水はいつでも使える地下水として貴重ですが、都市では地表面の被覆が進み、雨水の浸透不足で地下水が涵養しにくくなり、地下水位が低下し、湧水が減少し枯渇する傾向にあります。

ランドマーク

景観を特徴づける目印のことです。

りょくひりつ 緑被率

みどりの総量を把握する方法の一つで、航空写真などによって上空から見たときのみどりに覆われている面積の割合のことです。森林・樹林地のほか、草地や農地、公園や道路、学校などの公共公益施設のみどり、住宅、工場などの民有地のみどりなどが含まれます。

皆さんからのご意見・ご感想をお寄せください。

八王子市みどりの基本計画をご覧ください、お気づきの点やご意見・ご感想などがありましたら、ハガキや封書、FAX、E-mail で下記までお送りください。これからの八王子市におけるみどりの保全などの参考にさせていただきます。

〒192-8501

八王子市元本郷町三丁目24番1号

環境部環境保全課

FAX : 042-626-4416

E-mail : b111100@city.hachioji.tokyo.jp

八王子市みどりの基本計画

平成22年3月

発行 八王子市

編集 八王子市環境部環境保全課

八王子市元本郷町三丁目24番1号

TEL : 042-620-7268

本冊子は再生紙を使用しています。

